

令和6年度

包括外部監査報告書

「補助金等に関する財務事務の執行について」

泉南市包括外部監査人

公認会計士 鳥生 紘平

目次

第1	包括外部監査の概要	4
1.	監査の種類	4
2.	選定した特定の事件（テーマ）	4
（1）	監査の対象	4
（2）	監査の対象期間	4
3.	事件を選定した理由	4
4.	監査の実施期間	5
5.	監査の方法	5
（1）	監査の要点	5
（2）	主な監査手続	5
6.	包括外部監査人を補助した者	6
7.	利害関係	6
8.	監査の結果及び意見の区分	6
第2	監査対象の概要	7
1.	補助金等の概要	7
（1）	地方公共団体における補助金等の考え方	7
（2）	補助金等の概要	7
（3）	補助金等交付事務の一般的なプロセス	8
2.	泉南市における補助金等業務	10
（1）	市の財政状況と補助金等に関する支出	10
（2）	補助金等に関する組織体制及び事務手続	12
3.	関連する規則・計画等	13
（1）	関連する規則等	13
（2）	関連する計画等	16
第3	補助金等に関する財務事務全体（総論）に関する監査の結果	17
1.	事務の概要及び監査手続	17
2.	監査の結果	17
第4	個別補助金事務に関する監査の結果	26
1.	実施した監査手続	26
（1）	個別監査対象補助金等の選定	26
（2）	実施した監査手続	29
（3）	調査票に基づく調査の実施	30

2. 部署別の補助金等事務に関する監査の結果	32
(1) 政策推進課	32
(2) 人権推進課	36
(3) プロモーション戦略課	43
(4) 環境整備課	50
(5) 産業振興課	55
(6) 生活福祉課	61
(7) 長寿社会推進課	69
(8) 保育子ども課	88
(9) 教育総務課	93
(10) 生涯学習課	96
(11) 指導課	106
(12) 人権国際教育課	113

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。
したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

補助金等に関する財務事務の執行について

（1）監査の対象

行財政改革課、財政課、その他補助金等に係る事務を実施している部署

（2）監査の対象期間

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

ただし、必要がある場合には令和4年度以前についても対象とした。

3. 事件を選定した理由

泉南市（以下、「市」という。）では、平成8年12月に「行財政改革大綱」を策定して以降、現在に至るまで第6次までにわたる行財政実施計画を策定し、限りある資源（財源、人材）を有効に活用するべく補助金や負担金の見直し等市民の負担増加を伴う行財政改革を進めており、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、第6次行財政改革実施計画においても、今後ますます進展する人口減少と少子化・超高齢化社会への社会構造の変化による市税等の歳入減少及び社会保障経費の増大が懸念されることから、「確実に取り組む項目」として「各種団体への補助金削減」が掲げられている。さらに、市の令和4年度決算においては、補助金、負担金、交付金等の補助費歳出額は約35億円と、歳出総額の13.3%を占めていることから、市の財政の効率化及び持続可能で健全な財政運営の実現という趣旨から、非常に重要な支出項目の一つであるといえる。

一方で、近年全国的に地方公共団体が支出する補助金等の不正受給が社会的問題として注目される事例が発生しているほか、一般的に補助金等については、成果や効果が不明瞭なままに長期間特定の者に交付され続けることで、既得権益化しやすいといった課題もあることから、地方公共団体としてもこれまで以上に法令・規則・交付要綱等を遵守した適正な財務事務の執行が求められている状況である。

これらの状況を踏まえると、資源（財源、人材）が限られた中で、市民サービスの水準を維持し続けるため、補助金等に関する財務事務が適正に行われているかを合規性・経済性・効率性・有効性等の観点から調査報告することは、市民の利益に資するものであると判断し、監査テーマ（特定の事件）として選定した。

4. 監査の実施期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

5. 監査の方法

(1) 監査の要点

補助金等に係る財務事務について、法規性の他、3E（経済性、効率性、有効性）の視点に着目し、以下を監査要点とした。

- ① 補助金等に関する事務は地方自治法、地方自治法施行令、市が定める条例その他の法令等及びその趣旨に従い適切に行われているか。
- ② 補助金等の交付要綱において、交付要綱や事業の内容、対象経費の範囲等を明確化することで、補助対象が客観的に確認できるものとなっているか。また、それらの定めが合理的であるか。
- ③ 補助金等の申請は交付要綱に従い、適切な時期に必要な書類等が漏れなく、適切に実施されているか。また、交付要綱の定め等に従い適切に交付決定がなされているか。
- ④ 補助事業の計画は、当該事業の目的と整合しており、具体性、経済性、効率性の見地から適正なものであるか。
- ⑤ 補助金等の交付、支給手続きは交付要綱等に従い適切に行われているか。
- ⑥ 補助金等の受給者の業務量実績や補助事業に伴う費用支出の合理性について、市が十分に確認しているか。
- ⑦ 補助事業の目的が達成されているかの評価を行い、翌年度以降の事業の実施手法や実施の要否（必要性）の検討（PDCA）が行われているか。
- ⑧ 市全体としての補助金等の交付方針（補助対象、終期、補助率の上限、実績報告資料の添付等）が、補助金等の運用基準等で整理されているか。

(2) 主な監査手続

(1) に記載した監査要点を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。

- ① 補助金等に係る財務事務に関わる部署への質問、書面調査及び各種資料の閲覧を実施する。
- ② 補助金等を所管する部署への質問、書面調査及び各種資料の閲覧を実施する。
- ③ その他監査人が必要と認めた手続を実施する。

なお、サンプルに関しては、担当部署へのヒアリングや市の作成する補助金等に関連する資料を確認した上で、監査人が必要と認めたサンプルを抽出した。

6. 包括外部監査人を補助した者

横田	慎一	(公認会計士)
成山	哲平	(公認会計士)
岡本	真理子	(公認会計士)
湯本	規子	(公認会計士)
福島	由梨	(弁護士)
横山	幸司	(大学教授)
芝	弘至	(公認会計士)
鳥村	純	(弁護士)

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

8. 監査の結果及び意見の区分

本報告書での指摘の取扱いは、監査の「結果」と「意見」に区分している。

監査の「結果」(地方自治法第 252 条の 37 第 5 項)とは、「事務の執行」における合規性(適法性と正当性)の観点から是正・改善を求めるものである。

監査の「意見」(地方自治法第 252 条の 38 第 2 項)とは、監査の「結果」には該当しないが、合規性や経済性、効率性、有効性の観点から見て、不合理な事項等を発見した場合に、市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のことである。

第2 監査対象の概要

1. 補助金等の概要

(1) 地方公共団体における補助金等の考え方

本年度の包括外部監査の対象としている補助金等は、歳出予算において節の区分「18 負担金補助及び交付金」として執行する支出である。この補助金等には、補助金のほか、負担金、助成金等が含まれる。

補助金等は、特定の事業や活動を支援するために地方公共団体や国から交付される資金であり、主に「公益性が認められる事業に対して一方的に給付されるもの」である。補助金等には、上記のとおり、補助金のほか、負担金、助成金等が含まれており、これらは時として類似の性質を持つため、法的に明確に区別されていないケースも多く、それぞれの目的に応じて使い分けられる場合がある。この点、地方公共団体における補助金は、「公益上必要と認められる事業等」に対して交付されるもので、地方自治法第232条の2では「公益上必要がある場合、普通地方公共団体は寄附又は補助をすることができる」と定められている。

また、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」では、補助金交付の申請や決定に関する事項が規定されているが、これは主に国が交付する補助金を対象とし、地方公共団体が交付する補助金は含まれていない。そのため、地方公共団体による補助金の交付には、公益性の基準が法律で定められておらず、個別の事例ごとに地方公共団体の長や議会が判断することになるが、当然、客観的に見ても公益上必要であると認められなければならない。

また、補助金等の交付は公共の財源から行われるため、適正な執行管理が必要である。具体的には、交付申請に際しては、事業計画書が求められることが多く、目的外使用が発覚した場合は返還を求められることもある。さらに、補助金交付後も報告義務が課されており、適正な使途が担保されるよう運用する必要がある。これらの適正な管理により、補助金等の政策目標の達成や社会全体の利益に対する寄与が期待できる。

(2) 補助金等の概要

補助金等に含まれる支出のうち、特に本年度の包括外部監査において、監査対象とする補助金、負担金の概要は以下のとおりである。

① 補助金の概要

補助金は、事業、研究の育成等、公益上の必要性があると認めた場合に、反対給付を求めることなく交付する金銭的給付である。

補助金は、地方公共団体が独自の判断によって支出する直接補助が多いが、国や大阪府の施策に基づき、国、大阪府からの補助を受けて地方公共団体が間接的に補助をする場合もある。

市では、補助金をその性質から以下のとおり区分している。

【図表 1】補助金の性質別区分

区分	内容
制度補助	国・大阪府の補助事業等、法令等に基づいて、本市の負担割合が定められている補助金
団体運営補助	団体等の存続・運営のために交付し、使途が限定されず、団体の運営に必要な基礎的経費に充てることができる補助金
事業費補助	団体や事業者、個人が主体となって行う特定の活動や事業に対する、使途が限定される補助金
その他の補助	上記以外の補助金

② 負担金の概要

負担金とは、法令、契約等に基づいて、国や他の地方公共団体、その他団体等に対して負担しなければならない経費である。

例えば、国直轄事業の負担金、大阪府の土木建設事業の負担金のように法令上の支出義務のあるもののほか、市長会、議長会、その他各種協議会等に対するものや地方公共団体が共催する事業等に対するもののように法令上の支出義務はない任意の負担金がある。

(3) 補助金等交付事務の一般的なプロセス

補助金等交付事務の一般的なプロセスは、以下のとおりである。

① 補助金等の設置

補助金等交付事業の目的及び効果指標を明確化した上で、その交付目的や事業の内容、対象経費の範囲、交付申請に係る手続き等が明文化された補助金等交付要綱を整備する。

② 補助金等の交付決定

申請者から補助金等の交付申請を受けた際に、補助金等交付要綱に従い、適切な時期に交付申請書、事業計画書等の必要な書類等が漏れなく、適切に提出されているかといった視点から十分に審査した上で、交付決定を行う。

③ 補助金等事業の実施

補助金交付対象団体は、事業計画書に基づき、補助金等事業を実施する。

④ 補助金等事業の実績報告

補助金等事業が完了した後に、補助金交付対象団体から当該事業に係る実績報告の提出を受けて、当該実績報告の内容について、補助金等交付要綱に基づき、適切な補助金等事業が実施されていることや、交付された補助金等が補助対象経費に対して充当されていることを確認する。

⑤ 補助金等事業の事後評価

実施した補助金等事業については、効果指標等に基づき補助事業の目的が達成されているかの評価を行い、翌年度以降の事業の実施手法や実施の要否(必要性)を検討(PDCA)する。

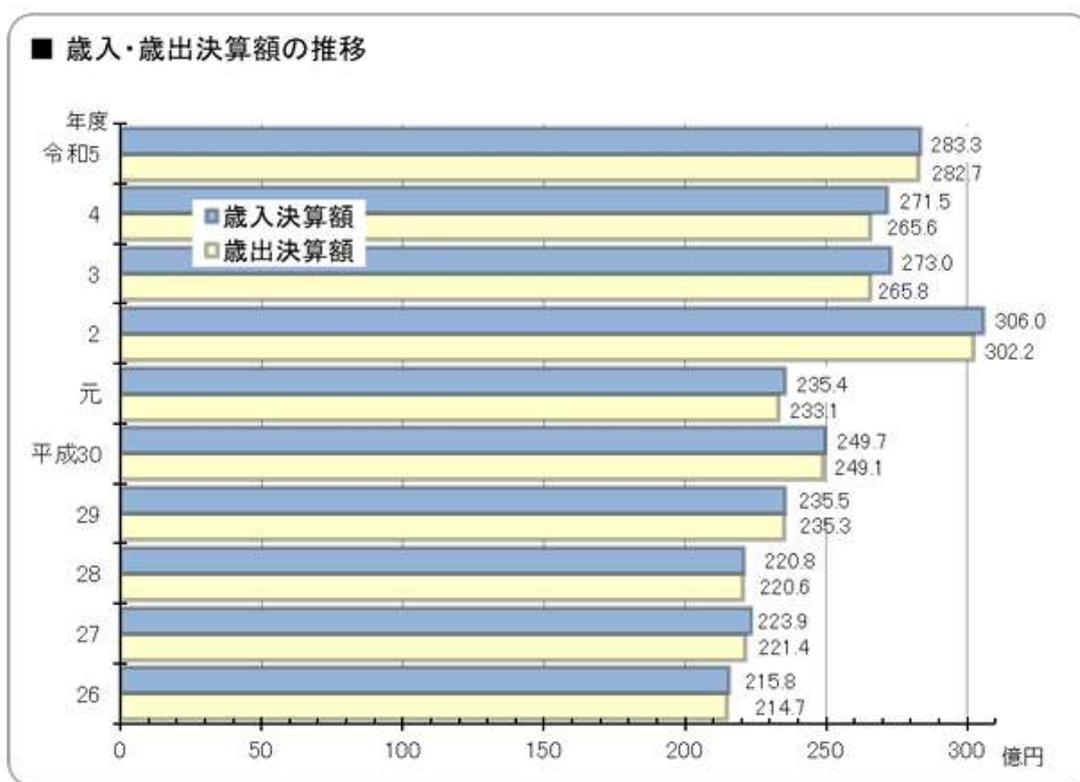
2. 泉南市における補助金等業務

(1) 市の財政状況と補助金等に関する支出

市の令和5年度決算では、普通会計の歳入決算額は約283.3億円で、前年度に比べて約11.8億円(4.3%)の増額となった一方で、歳出決算額は約282.7億円で、前年度に比べて約17.1億円(6.4%)の増額であったため、翌年度繰り越し財源を控除した実質収支は約0.2億円と前年度に比べて約5.6億円の減少(悪化)となった。

この主な原因は、生活困窮者緊急生活支援金給付事業の実施や障害者自立支援給付事業、生活保護事業の増加等により扶助費が約8.0億円増加したことによるものである。

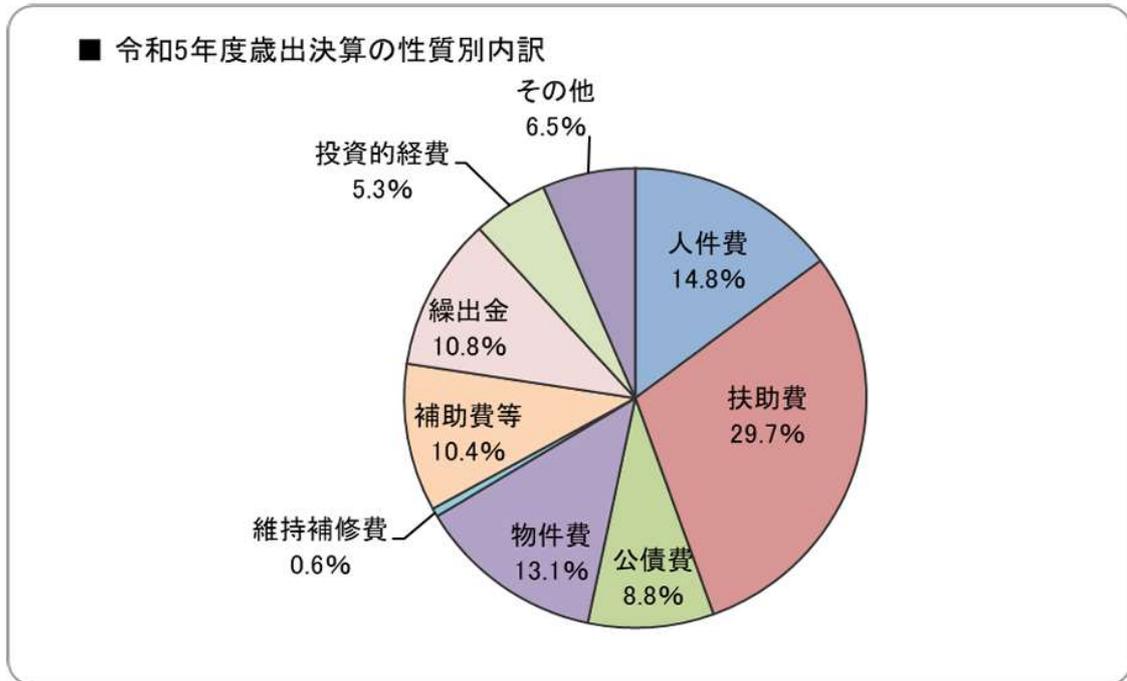
【図表2】歳入・歳出決算額の推移



(出所：市作成「令和5年度普通会計決算のあらまし」)

このうち、歳出決算の内訳についてみると、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の法律に基づき公的な援助を必要とする者に対して支給する費用等である扶助費が約83.8億円(29.7%)と最も多くなっており、次いで人件費が多くなっている。

【図表3】令和5年度歳出決算の性質別内訳



(出所：市作成「令和5年度普通会計決算のあらまし」)

本監査の対象である補助費等は、約 29.4 億円と前年度と比較し約 5.8 億円減少しており、歳出全体の 10.4%を占めていた。このうち今回の包括外部監査の対象（節の区分「18 負担金補助及び交付金」）に含まれるものは、約 20.9 億円である。

補助費等の主な減少要因は、地域振興券事業交付金（約 2.5 億円）、次世代エール事業交付金（約 0.8 億円）、泉州東部区域農用地総合整備事業償還金事業（約 0.8 億円）が皆減していたものである。一方で、主な増加要因は、泉州南消防組合参画事業の増加（約 0.3 億円）、市税徴収事務事業の増加（約 0.2 億円）等であるが、これらは、今回の包括外部監査の対象（節の区分「18 負担金補助及び交付金」）及び個別監査の対象には該当しない。

(2) 補助金等に関する組織体制及び事務手続

市では、補助金等に関する事務手続きを総括する課は、特段には定められておらず、図表4のとおり、補助金等に関する事務手続きは、基本的に各補助金等の所管課が行っている。

その上で、現在は財政課と行財政改革課が連携し、所管課の実施する事務手続きについてのガイドライン等を定めている。ただし、このような補助金等に関する事務の市全体としてのとりまとめについて、事務分掌として明確に担うこととされている課は無い。

補助金等に関する事務のそれぞれの段階において所管課は、「泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程」や財政課が作成している「補助金に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）、等に従い、補助金等事務を実施することで、市全体としての事務手続きの統一や手続き誤りの防止を図っている。

【図表4】 補助金等に関する事務手続きの役割分担

課	役割
財政課・行財政改革課	<ul style="list-style-type: none">● 「補助金に関するガイドライン」等の市全体の方針・ルールの整備● 予算編成を通じた補助金等事業の内容確認及び査定
補助金等の所管課	<ul style="list-style-type: none">● 交付要綱等、補助金等の制度の整備● 公募● 交付決定● 実績確認

3. 関連する規則・計画等

(1) 関連する規則等

市では、今回の包括外部監査のテーマである補助金等に関する規則として、以下のとおり「泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程」が制定されている。

【図表5】泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程における補助金等に関する定め

(目的)

第1条 団体又は施設経営者（以下「団体」という。）に対し、その事業の向上発展を助長する目的をもつて交付する市費補助金（助成金、交付金を含む。以下「補助金」という。）の交付事務取扱は別に定めるもののほかこの規程による。

(補助金の対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は市長の認めたもので、当該年度に予算の計上を行なったものについて、その範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとするものは、補助金の交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 団体の概要（様式第2号）

(2) 収支計画書（様式第3号）

(補助金の交付決定等)

第4条 市長は前条の補助金交付申請書に係る書類を審査し、交付すべきものと認めたときは交付額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）を当該団体に交付する。

2 市長は前項の指令に補助金の交付目的を達成するため、必要な条件を附することができる。

第5条 前条の補助金交付決定通知書を受けた団体は、補助金交付の請求書（様式第5号）に指令書写を添付し、市長に提出しなければならない。

(事業実績報告)

第6条 補助金の交付を受けたときは、事業完了後3月以内に収支決算書（様式第3号）及び補助事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(出所：「泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程」)

また、市が策定している今回の包括外部監査のテーマである補助金等事務に関するマニュアル・ガイドライン等として、財政課において令和5年6月に「補助金に関するガイドライン」を策定している。

所管課は多くの場合、課独自のマニュアル・ガイドライン等は作成しておらず、このガイドラインを参考に補助金等事務を行っている。ただし、当該ガイドラインは令和5年6月に策定しているため、ガイドラインに基づく運用は令和7年度以降となる。

【図表6】補助金に関するガイドラインの主な内容

項目	概要
○補助金の必要事項	
交付要綱の整備	原則として①目的、②補助対象の事業内容、③補助対象経費、④補助率等、⑤補助期間を規定した交付要綱等（根拠規定）を整備すること
事業計画の策定及び成果指標の設定・評価	補助期間を踏まえた事業計画を策定すること また、補助金の効果を客観的に判断するための成果指標を設定し、達成状況を評価すること
財務状況の点検	補助交付先の財務状況を点検すること
透明性の確保	補助金の目的や内容等について、公表すること
○補助金の基準	
政策上の必要性や客観的な公益性が認められること	補助金を交付する目的や、事業内容の設定にあたり、 ①各種計画等に定める施策の推進に資するものであること ②市民ニーズが認められるものであること ③効果が特定の者の利益に留まらず、広く市民に及ぶこと
補助対象経費や補助額の設定が適切であること	補助金の公平性や透明性を高めるため、 ①補助対象となる事業が特定されていること 団体運営補助については、原則として補助対象となる具体的な目的・用途を明確にした事業費補助へ切り替える ②補助対象経費が適切であること 食糧費、交際費、積立金・預金、会員相互の親睦・交流経費等は補助対象外とする ③原則として補助率1/2を上限とした定率補助とすること 補助率が10/10である場合は、直営又は委託事業化等の可否を検討する

市の補助金が必要 不可欠であること	補助交付先の財政状況について点検を行い、 ①収支上、補助金が必要不可欠であること 公平性の観点から、補助交付先においても、会費や使用料の確保等自主財源の確保に努める ②多額の余剰金を要していないこと ・前年度繰越金が対補助金比 100%以上の場合は、補助金の交付停止措置を検討 ・前年度繰越金が補助金比 50%以上の場合は、補助金の交付減額措置を検討 ・補助率 5% (5 万円) 未満の少額補助金については、廃止・統合を検討
補助額に見合う効果 が得られること	補助期間を踏まえた事業計画を策定し、事業の成果・効果がどれだけでているか（どれだけ市民の利益につながっているか）を客観的に検証可能な成果指標（達成目標）を設定
検証の仕組みが備 わっていること	定期的に検証することで、必要最小限の補助を行うため ①終期（検証の時期）が設定されていること 原則として、導入年度から 3 年以内の終期を設定 ②事業効果等の評価を行っていること 成果指標の達成状況に応じて、補助金の継続（期間の再設定）や休廃止を検討
透明性を備えるこ と	補助金を交付することについて説明責任を果たすため、補助金の目的や内容等について、ホームページで公表する

（出所：「補助金に関するガイドライン」に基づき、監査人が作成）

(2) 関連する計画等

市では、今回の包括外部監査のテーマである補助金等に関する市全体としての方針が明示された計画は特にはないが、前述の「補助金に関するガイドライン」に従い、「真に必要と認められる補助金について、拡充も含め、積極的に補助を行うために、また、既存の補助金についても適正性を確保するためには、補助金の交付要件となる補助要綱の整備や事業計画の策定及び成果指標の設定・評価等を適切に行い、その妥当性を検証する必要がある」とした上で、そのために必要となる作業やスケジュール（令和5年度～令和8年度）を各所管課に示している。

【図表7】スケジュールの詳細として示された作業

- ①令和5年度中に、「補助金に関するガイドライン」で定める基準を完備した要綱(案)を策定する。また、要綱の「目的」を達成するための（公益に資すると認められるための）具体的な成果指標（案）を設定する。
 - ②上記①と並行して、団体等との調整を行う。
 - ③団体等は、設定する補助期間や成果指標を踏まえた複数年の事業計画を策定する。
 - ④要綱及び成果指標を確定させる。
 - ⑤団体等は、事業計画の提出と併せて令和7年度補助要望を行う。
 - ⑥補助要望及び事業計画の内容を確認し、適切と認められる場合は令和7年度予算要求を行う。
 - ⑦事業計画に基づく補助事業の執行状況について、進捗を団体等と随時共有する。
 - ⑧⑨事業計画に基づいた令和8年度補助要望（⑧）及び予算要求（⑨）を行う。
 - ⑩団体等は、事業計画や成果指標の達成度を踏まえた実績報告を行う。
 - ⑪成果指標の達成状況や団体等の財政状況について評価を行う。
 - ⑫団体等は、成果指標の達成状況を踏まえ、必要に応じて（計画と実績が大きく乖離する場合等）事業計画の見直しを行う。
 - ⑬⑭必要に応じて見直した事業計画に基づく令和9年度補助要望（⑬）及び予算要求（⑭）を行う。
- ※以降、補助期間中は基本的に計画に基づく補助を行うが、補助期間の終期においては、評価状況に応じて補助金継続の可否を判断する。また、継続の判断をする場合は、新たな補助期間の設定（要綱の改正）と事業計画の策定を行う。
- ※補助期間中であっても、設定した成果指標と実績が大きく乖離する場合は、事業計画の見直しを行い、補助額の変更（増額、減額）や廃止を検討する。

（「補助金の交付に関するスケジュールについて」に基づき、監査人が作成）

第3 補助金等に関する財務事務全体（総論）に関する監査の結果

1. 事務の概要及び監査手続き

市の事務体制としては、主に予算編成及び予算の執行を通じて、補助金等に関する財務事務に関わっている。特に予算編成において、各課から要求された補助金等の予算に対し、その必要性や費用対効果、事業の実施方法等の観点から査定を行っている。

また、市では前述のとおり、市全体としての補助金等の見直し、削減については、行財政改革の一環として取り組んできたが、現在、令和5年度に策定した「補助金に関するガイドライン」や「補助金要綱チェックシート」に基づく、補助金事業の実施状況について調査、内容確認及び査定を実施している。

一方で、これらの取組には、以前より財政課や行財政改革課が適宜関与しているものの、補助金等に関する財務事務を一元的に取りまとめる部署は特段定められておらず、この「補助金に関するガイドライン」等に従い、各所管課が実施している状況である。

そこで、主な監査手続きとして、補助金等に関する財務事務の全市的なマネジメントの実施状況についての、財政課及び行財政改革課へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

2. 監査の結果

1) 補助金等交付に関する規則の見直しについて（意見番号1）

市では、補助金等の交付手続きに関するルール（条例、規則等）としては、前述のとおり、「泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程」（以下、「現交付規程」という。）において定められている。

これは、補助金等の交付をそれぞれの補助金等の目的に沿って、適切に執行することを目的とする規程である。しかしながら、現在の規程では以下のとおり、いくつかの点で当該目的を達するにあたって不十分な可能性がある。

【図表8】現交付規程の見直しが考えられる事項

項目	内容
補助金等の額の確定について	補助対象事業の実績報告を受けた後の、書類審査及び必要に応じて行う実地調査等による交付すべき補助金等の額の確定及び通知することが望まれる。 しかしながら、現交付規程ではこのような実績報告書類に関する審査や実地調査等についての定めがなく、実績報告書類の審査や実地調査等が不十分で、補助対象経費の妥当性に問題のある事例が見受けられた。 【関連する結果番号】 結果番号2, 6

項目	内容
消費税部分の返還について	<p>補助対象団体が本則課税事業者であり、仕入税額控除の対象となる支出が補助対象経費となる場合、当該補助対象経費に係る消費税部分については消費税申告により還付又は納税額が減額されるため、要綱等で補助対象外とする（返還を求める）ことが望まれる。</p> <p>しかしながら、現交付規程ではこのような消費税部分の返還についての定めがなく、補助金が交付されている事例が見受けられた。ただし、交付申請時点において、本則課税事業者については税抜き額での申請を求めることも考えられる。</p> <p>【関連する意見番号】 意見番号 19, 26, 29, 31, 32, 41, 46</p>
対象補助金等について	<p>現交付規程は市費単独補助金（助成金、交付金を含む。）が対象とされている。</p> <p>しかしながら、市費単独ではなく国・府からの補助をあわせて受ける事業であっても、同様に適正な執行が担保される必要があることから、規程の対象とすることが望まれる。</p>
補助金等の交付方法の特例について	<p>補助金等の概算払い又は前金払いによる交付を特例的に認めるときは、その適正性を担保するため、概算払い又は前金払いを認める際の要件及び提出すべき書類、期限等について定めることが望まれる。</p>

（出所：監査人が作成）

したがって、それぞれの補助金等の目的に沿った適切に執行を確保するために、「補助金等の額の確定について」、「消費税部分の返還について」、「対象補助金等について」、「補助金等の交付方法の特例について」といった点からの補助金等交付に関する規則（現交付規程）の見直しについて検討することが望まれる。

2) 補助金等の交付に係る手続きの明文化について（意見番号2）

市では、前述のとおり補助金等の交付手続きに関するルール（条例、規則等）として現交付規程が定められているほか、補助金等の交付手続きに関する指針として、「補助金に関するガイドライン」を策定し、所管課に対して、このガイドラインに基づく補助金等の交付を求めている。

しかしながら、これらの規程及びガイドラインでは、主に手続きにおいて必要となる書類の概要、交付要綱の整備やその内容、検証の仕組みといった、交付に係る手続きの概要や各補助金の制度のあり方について定められている一方で、補助金等の交付に係る具体的かつ詳細な手続きについての記載が十分とは言えない状態である。

この点、各課における補助金等の交付に係る手続きについて確認したところ、以下の

ように、補助金額の確定手続きにおける問題点（指摘事項）が発見されているが、この一因として上記のとおり、補助金等の交付に係る具体的かつ詳細な手続きについての明文化が不十分であることが考えられる。

【図表 9】 補助金額の確定手続きにおける問題点と改善例

発見された問題点	改善例
事業計画や実績報告の科目と補助金交付要綱における補助対象経費の科目が整合しておらず、補助対象経費に係る支出のみが補助対象となっているか否かが不明瞭である事例が見受けられた。(意見番号 48, 51, 58)	ガイドライン等において、交付要綱における補助対象経費の科目と整合した科目での事業計画及び実績報告の提出を受けることを求める。
実績報告において、実地調査を行っていないにもかかわらず、補助対象経費に関する領収書等の証憑が入手されていない又は但書や品目等の記載のない証憑が入手されていることにより、補助対象経費に係る支出のみが補助対象となっているか否かが不明瞭である事例が見受けられた。(結果番号 1 / 意見番号 18, 20, 24, 28, 40, 43, 45, 47, 50, 57, 61, 65, 68)	ガイドライン等において、実績の検証手続きとして、但書や品目等が記載された適正な領収書等を補助対象経費の証憑として確認することを求める。
交付申請時に提出された事業計画（予算）から、事業実施中に事業内容（予算）が大きく変更されているにもかかわらず、変更に関する書類が提出されていない事例が見受けられた。(意見番号 66, 70)	ガイドライン等において、事業内容（予算）が大きく変更された場合には、変更事業計画（変更予算）の提出を受けることを求める。

(出所：監査人が作成)

これらの手続きについては、前述の補助金等交付に関する規則（現交付規程）において定めるような事項ではないと考えるが、適切に実施されなければ、補助対象経費の支出に関連付けられない補助金が交付される等、補助金交付額の適正性が損なわれる恐れがあるため、市全体で適切な実施が担保される仕組みの構築が必要である。

また、補助金の実績報告の検証にあたっては、補助対象経費の支出の適正性が最も重要な検証の論点となるが、現状は具体的な検証手続きの実施方法が、各所管課にゆだねられている。この検証手続きについてもガイドライン等で具体的に明示することで、市全体での検証実施の水準を確保することができると考えられる。

【図表 10】 補助対象経費の支出について考えられる検証手続き（例）

項目	考えられる検証手続き（例）
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算書の内訳（人数・単価）からの乖離の有無の確認 ・ 出勤簿等による従事実態の確認
物件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書、領収書による支出内容と要綱等における交付対象経費の規定との整合性確認 ・ 請求書、領収書との金額一致の確認 (金額基準等によるサンプル抽出)

(出所：監査人が作成)

したがって、特に補助金額の確定を中心とする補助金等の交付に係る具体的な手続きについて、全庁的な基準を補助金等交付事務に関するマニュアル、チェックリスト等において明文化することが望まれる。なお、これらの補助金等交付事務に関するマニュアル、チェックリスト等は、例えば現在のガイドラインに別紙として追補するような手法によることも考えられる。

3) 補助金に関するガイドラインの充実・精緻化について（意見番号3）

市では、前述のとおり補助金等の交付手続きに関する指針として、ガイドラインを策定しており、その中で交付要綱の整備やその内容、検証の仕組みといった各補助金の制度のあり方について定めている。

しかしながら、現在のガイドラインにおいては、上記の各補助金の制度を構築するにあたっての原則的な考え方や方針が示されている一方で、その具体的な運用方法についての明示が不十分である。実際に、本監査における個別補助金等の監査（第4 個別補助金事務に関する監査の結果）を通して、各所管課に対するヒアリング等を行った結果、各所管課における実務上の運用に統一感が欠けている部分があり、ガイドラインの充実・精緻化が望ましいと考えられる点が見受けられた。

【図表 11】 具体的な運用方法についての明示が不十分であると考えられる事項

項目	ガイドラインの定め	不十分と考えられる点
補助金の分類について	団体運営補助については、原則として補助対象となる具体的な目的・用途を明確にした事業費補助へ切り替えてください。	現状では事業費補助への切り替えが困難な団体運営補助が残存しているが、団体運営補助が認められるべき要件や考え方が提示されていない。

項目	ガイドラインの定め	不十分と考えられる点
補助率の設定について	原則として補助率は 1/2 が上限となるようにしてください。 例外的に補助率が 1/2 を超過する場合（中略）は、その理由と算定根拠を明確にしてください。	現状では補助対象団体の収益性の低さに起因し、補助率が 1/2 を超過する補助金等が存在するが、補助率の 1/2 超過が認められるべき要件や考え方が提示されていない。
終期の設定について	原則として、制度の導入年度から 3 年以内の終期（検証の時期）を設定してください。 【終期設定の例外】 （中略） ・その他期限を定めることがその性格上なじまないもの	現状では市の補助金等の 8 割以上について終期が設定されておらず、継続的に実施されているが、終期設定の例外が広範に解釈可能である。
透明性の確保について	補助金の目的や内容等について、ホームページ等で公表してください。	現状では補助金の目的や内容等について、ホームページで公表されているものは一部に限定されているが、公表にあたっての要件や考え方が提示されていない。

（出所：監査人が作成）

したがって、所管課においてガイドラインが適切に運用され、ガイドラインで定められた補助金等の制度設計に関する市としての方針の実現を図るためには、その具体的な運用方法について十分に明文化するような見直し又は追補版の策定が望まれる。

4) 全庁的なルールの周知・徹底について（意見番号 4）

市では前述のとおり、各所管課において担当職員が補助金等の交付事務を実施しているため、市全体として適正かつ効率的な補助等事業とするためには、各所管課において適正な事務執行が行われる必要がある。

そのためには、各所管課における担当職員がすべからく、「補助金に関するガイドライン」や「泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程」といった市における補助金等の交付手続きに関するルールや方針について、十分に理解している必要がある。また、これらの市全体のルールや方針、基礎的な知識だけでなく、他団体における事例等を知ることとも補助金のあり方の見直しの推進には重要である。

しかしながら、本監査における個別補助金等の監査（第4 個別補助金事務に関する監査の結果）を通して、各所管課に対するヒアリング等を実施したところ、実績報告に対する検証の必要性及び手法や補助率の設定（原則 1/2 以下とする）、交際費・積立金等の補助対象外とすべき経費の範囲といった点で理解が不十分と思われる点が見受けられた一方で、市としては現在そのような所管課職員に対する補助金等の交付事務に関する全庁的なルール周知・徹底のための取組を実施していない。

これは、現状として前述のとおり補助金等の事務を取りまとめる課が定められていないことも一因である。

したがって、補助金等の事務を取りまとめる課を定めた上で、各補助金等の所管課職員が補助金等のあり方についての市のルールや方針を理解できるよう、例えば「補助金に関するガイドライン」の定期的な通知・啓蒙を行うとともに、一般的な補助金等の基礎的な知識や他団体における事例等を学ぶことが望まれる。

5) ガイドライン等の遵守状況についての定期的な検査について（意見番号5）

市では、上述のとおり令和5年6月に補助金の公益性を常に念頭に置き、メリハリをつけた運用を行う観点から補助金のあり方の視点として、「補助金に関するガイドライン」を策定している。

また、ガイドラインの策定にあたり、令和5年度には財政課が、補助金の交付目的事業の内容、対象経費、補助率、補助期間等についてのガイドラインの遵守状況という観点から、補助金要綱の整備状況についての市全体での調査を行っている。

しかしながら、当該調査においては、当該補助金を遵守できていないことを示す回答が多く見受けられたとともに、本監査においても同様に、以下のようにガイドラインに抵触する可能性があると考えられる事例が見受けられた。

- 補助金要綱が整備されていない事例が見受けられた（結果番号5）
- 補助金要綱における交付対象経費が不明確又は記載されていない事例や、補助対象外経費についてのガイドラインの定め即していない事例が見受けられた（意見番号11, 12, 14, 16, 17, 22, 34, 60, 63, 67）
- 多額の余剰金を有する団体に対して、団体運営補助や補助率が1/2を超えるような合理的必要性が不明確な補助金が交付されている事例が見受けられた（結果番号4 / 意見番号39, 56）

この点、もちろん個々の補助金には個々の事情があるため、全ての補助金において、ガイドラインの要求事項を全て遵守すべきであるとは限らない。しかしながら、ガイドラインの遵守が軽視されれば補助金の透明性、公平性が損なわれ、強いては不適切な補助金の交付につながる恐れがある。

一方で、所管課におけるガイドラインに基づく補助金制度の整備には、一定の期間が必要となると想定される。

したがって、市全体として適切な補助金の交付を実現していくために、例えば三年に一度等、補助金のガイドライン遵守状況についての、市全体で独立的視点（他課）での定期的かつ継続的な調査を実施し、必要に応じて所管課に指導する仕組みを整備することが望まれる。この際、例外的にガイドラインに抵触する補助金については、その合理的な根拠を整理し、対外的に説明できるようにしておくことが重要である。

6) 補助依存度の高い事業のあり方について（意見番号6）

市の「補助金に関するガイドライン」では、以下のとおり、補助率は原則として1/2を上限とすることとされている。これは、補助事業の実施主体はあくまでも補助交付先であるが、長期にわたり高い補助率による補助事業の実施が続いている場合には、実質的に市が事業の実施主体になってしまっていると考えられる。

③補助額の設定が適切であること

- ・原則として定率補助としてください。

【補助率】

- ・補助事業の実施主体はあくまで補助交付先であることに鑑み、原則として、補助率は 1/2 が上限となるようにしてください。
- ・原則として、現行の補助率が 10/10 の場合は、補助交付先の事業とは言い難いため、直営又は委託事業化等の可否を検討してください。

（出所：補助金に関するガイドライン）

しかしながら、本監査において、市の補助金全体に対する簡易調査を実施したところ、令和5年度に交付された補助金（84件）のうち、約61%（51件）で交付要綱において補助率が定められておらず、約20%（17件）が1/2を超える交付要綱上の補助率設定、うち12件については補助率が100%とされていた。

補助金等交付対象団体による自立した補助対象事業の実施を促進するとともに、市が主体として実施すべき事業については、市の事業（直営又は委託事業）に移行していくことにより補助金交付の適正化を図るため、市全体として、交付要綱上での補助率の設定を促進した上で、特に補助率の高い（100%）事業については、引き続き①事業の実施主体を市とし、直営又は委託料による執行とする、②団体等が自立して事業を継続する、③所期の目的を達成し役割を終えたものとして廃止する、といった検討を進めることが望まれる。

7) 団体運営補助のあり方について（意見番号7）

市の「補助金に関するガイドライン」では、以下のとおり、原則として団体運営補助から事業費補助への切り替えが求められている。これは、一般的に団体運営補助は事業費補助と比較し、補助目的や補助対象が不明確となり、公平性や効率性に欠ける補助金交付になる可能性が高いためである。

4. 補助金の基準

(2) 補助対象経費や補助額の設定が適切であること

①補助対象となる事業が特定されていること

・団体運営補助については、原則として補助対象となる具体的な目的・用途を明確にした事業費補助へ切り替えてください。

・目的や用途が不明確な団体運営補助については、原則として、新規補助は実施しません。

(出所：補助金に関するガイドライン)

市では、このガイドラインの定めに従い、これまでも団体運営補助から事業費補助への切り替えを推進してきた。

しかしながら、本監査において、市の補助金全体に対する簡易調査を実施したところ、令和5年度に交付された補助金（84件）のうち、約39%（33件）が団体運営補助とされていた。

所管課の取組だけでは団体運営補助の解消に限界があると考えられることから、今後も市全体として各補助金の状況を把握した上で、団体運営補助については、交付対象団体と所管課が連携して①団体の財政的な自立を促進すること、②財政的な自立が困難な団体について団体運営補助により当該団体を存続させる必要性を継続的に検討すること等について所管課に指導することにより、可能な限り事業費補助へ移行させる取組を推進することが望まれる。

8) 所管課による補助交付先団体の事務局業務の実施について（意見番号8）

補助金等が適正に交付されるためには、原則として補助金等の交付元である市の所管課は、交付対象団体から外観的にも独立していることが求められるが、本監査の対象とした補助金等の中には、補助対象団体の経理事務を市の所管課が代行等しているケースが見受けられた（意見番号10, 13, 15, 33, 38）。

この点、補助金等の交付対象団体における人員不足等により、経理事務を団体内で実施できず、現時点においては、当該事務の代行等に頼らざるを得ない実情が存在することは理解する。

しかしながら、補助金交付先の団体の事務を当該補助金の所管課の職員が担当することは、補助金の交付元と交付先が同一とみなされ対外的に疑念を抱かせる要因となるとともに、不適切な補助金執行の温床となる恐れもある。

したがって、市全体として、所管課による補助対象団体事務の代行の解消を推進するため、市全体としての当該代行等状況を調査した上で、一定の期限を定めて解消を求めることや、解消が困難な団体については、当該代行職員と補助金交付業務に關与する職員を独立させるといった取組を推進していくことが望まれる。

9) 補助金の効率化の取組について（意見番号9）

本監査において、補助金の効率化という観点からの優良事例として、補助金交付対象団体が事業費（補助対象経費である委託費、広報費等）を支出するにあたり、相見積もりを徴取することで支出額の抑制を図っている事例が見受けられた。

補助事業はあくまでも補助金交付対象団体が事業の実施主体であり、当該団体の方針に従い事業費を支出すべきものであることから、市として補助事業費の支出についてすべからず相見積もりの徴収を求めるべきものではないと考える。

しかしながら、限られた財源により補助事業を実施するにあたり、補助対象経費の支出を効率化していくことは、市として補助金支出金額の抑制につながるだけでなく、補助事業の範囲を広げられる可能性があるという点で、補助金交付対象団体においてもメリットのあることである。

したがって、このような優良事例について市全体で共有し、所管課と補助金交付対象団体のコミュニケーションを通して、相見積もりの徴取等により、補助金交付対象団体における補助対象経費の支出の効率化を促進していくことが望まれる。

第4 個別補助金事務に関する監査の結果

1. 実施した監査手続き

(1) 個別監査対象補助金等の選定

本監査では、市が令和5年度に補助金等（決算書における節番号18）として歳出したもののうち、①補助金、②負担金（以下、「補助金等」という。）について、サンプル抽出した上で個別監査対象としている。

個別監査対象のサンプル抽出にあたり、まず補助金等の性質、制度設計の状況等を把握するため、①全ての補助金及び②支出額が10万円以上の負担金に対して以下のような点での概要の簡易調査を実施している。

<簡易調査の内容>

①補助金

- Q1 補助金の区分をご教示ください
- Q2 Q1で①制度補助を選んだ場合、根拠となる法令等をご教示ください
- Q3 補助事業の目的及び対象事業を簡潔にご教示ください
- Q4 想定する補助対象者をご教示ください
- Q5 Q4で①特定の団体・事業者を選んだ場合、①当該団体・事業者名、②当該団体・事業者に補助金交付している理由を簡潔にご教示ください
- Q6 国・府の負担についてご教示ください
- Q7 交付要綱の整備状況についてご教示ください
- Q8 当該補助金の始期についてご教示ください
- Q9 交付要綱での終期の設定についてご教示ください
- Q10 交付要綱での補助率の設定についてご教示ください

②負担金（支出額10万円以上）

- Q1 負担金等の区分をご教示ください
- Q2 Q1で①法令等で義務付けられた負担金等を選んだ場合、根拠となる法令等をご教示ください
- Q3 負担金等の目的及び支出先事業内容を簡潔にご教示ください
- Q4 負担金の支出先（団体等名）をご教示ください
- Q5 負担金の金額を定める協定・規約等の有無についてご教示ください
- Q6 Q5で②、③を選んだ場合、どのように負担金額が決まっているかについて、簡潔にご教示ください

その上で個別監査対象のサンプル抽出は、財政課より入手した令和5年度の補助金等歳出執行状況に係る会計データを基礎として、支出金額や上記の概要調査により把握した補助金等の性質、制度設計の状況等に着眼して、以下の方針に基づき、各課が所管する補助金等より、書面調査の個別監査手続きの実施対象とする補助金等（以下、「個別監査対象補助金等」という。）を選定することとした。

<個別監査対象補助金等の選定方針>

<p>①補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の補助金等の歳出執行状況データに基づき、支出金額上位10件の補助金を抽出する その他の補助金から、特に①団体運営補助に該当するもの、②補助率の定めがない又は補助率が51%以上のもの、③交付要綱の整備がされていないもの、④支出金額の大きいもの等を優先し、24件の補助金を抽出する <p>②負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査の効率化のため、①で抽出された個別監査対象補助金等の所管課が所管する負担金（支出額10万円以上）のうち、①負担金の金額についての協定、規約等の無いもの、②支出金額の大きいもの等を優先し、8件の負担金を抽出する

この個別監査対象補助金等の選定方針に基づき選定した個別監査対象補助金等(12課、補助金32件、負担金8件)は、以下のとおりである。

【図表 12】 個別監査対象補助金等

所管課	選定した個別監査対象補助金等	番号
①補助金		
政策推進課	ABC委員会に対する補助金	1
	コミュニティ補助金	2
人権推進課	泉南市人権啓発推進協議会補助金	3
	泉南市事業所人権推進連絡会補助金	4
	泉南市人権協会補助金	5
プロモーション戦略課	農業漁業体験実施事業補助金	6
	泉南市観光協会補助金	7
	誘客イベント開催支援事業補助金	8
環境整備課	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	9
	自主環境整備補助金	10
	コミュニティバス運行事業補助金	11

産業振興課	耕地事業補助金	12
	水産資源再生事業補助金	13
	空き店舗家賃補助金	14
	青果食料品小売商業組合連合会補助金	15
生活福祉課	民生委員児童委員協議会補助金	16
	防犯カメラ設置補助金	17
長寿社会推進課	社会福祉協議会補助金	18
	シルバー人材センター運営費補助金	19
	小地域ネットワーク推進事業補助金	20
保育子ども課	民間保育所等運営費補助金	21
	認定こども園施設整備等補助金	22
	子ども・子育て支援補助金	23
教育総務課	学校給食費負担軽減補助金（小学校）	24
	学校給食費負担軽減補助金（中学校）	25
生涯学習課	泉南市合唱団補助金	26
	泉南市体育協会補助金	27
	オープンウォータースイミング大会開催支援補助金	28
指導課	青色回転灯装備防犯パトロール支援事業補助金	29
	中学校対外試合等生徒派遣事業補助金	30
人権国際教育課	泉南市人権教育研究協議会補助金	31
	在日外国人教育研究協議会補助金	32
②負担金		
人権推進課	岸和田人権擁護委員協議会負担金	負-1
プロモーション戦略課	泉州観光推進機構負担金	負-2
	共同連携事業負担金	負-3
環境整備課	泉南市交通事故をなくす運動推進本部負担金	負-4
生活福祉課	泉南警察署管内防犯協会負担金	負-5
保育子ども課	大阪府社会福祉協議会負担金	負-6
生涯学習課	少年補導員連絡協議会負担金	負-7
人権国際教育課	JETプログラム負担金	負-8

(2) 実施した監査手続き

各課が所管する個別監査対象補助金等について、①所管課の体制、②補助金等の設置、③補助金等の交付手続き、④補助金等事業実施後の評価という項目ごとに、以下のとおり監査手続き及び対象を設定した。

①所管課の体制

監査手続き
所管課内で、補助金等の交付先の選定、補助金等の交付事業の管理、補助金等の交付後の検査に必要な体制（役割設定）が十分に整理されているかについて、ヒアリングにより確かめる。

②補助金等の設置

監査手続き
補助金等の交付事業の目的及び効果指標が明確化された上で、当該事業を補助金等の交付により実施する必要性について、十分に検討されており、補助金等の交付により実施することに十分な合理性があるかについて、ヒアリング及び書面調査により確かめる。
補助金等の交付要綱が整備されており、当該交付要綱において、交付目的や事業の内容、対象経費の範囲等を明確化することで、補助対象が客観的に確認できるものとなっているか。また、それらの定めが合理的であるかについて、ヒアリング及び書面調査により確かめる。
団体に対する運営補助としての補助金等を設置する場合、その必要性が十分に検討されており、十分な合理性があるかについて、ヒアリング及び書面調査により確かめる。
同じ目的の補助金等や、補助対象が類似している補助金等がないか。また、ある場合に不適切な重複支給がされていないかについて、ヒアリング及び書面調査により確かめる。
委託により実施すべき事業（実質的な観点から市に対する反対給付がある事業）が、補助金等の交付により実施されていないかについて、ヒアリング及び書面調査により確かめる。

③補助金等の交付手続き

監査手続き
補助金等の申請は交付要綱に従い、適切な時期に必要な書類等が漏れなく、適切に実施されているか。また、交付要綱の定め等に従い適切に交付決定がなされているかについて、ヒアリング及び書面調査により確かめる。

補助事業の計画は、当該事業の目的と整合しており、具体性、経済性、効率性の見地から適正なものであるかについて、ヒアリング及び書面調査により確かめる。
補助金の交付決定、支給手続きは法令、条例、市の規則、交付要綱等に従い適切に行われているか。特に概算払いにより交付・支給する場合にはその理由が明確かつ合理的なものであるかについて、ヒアリング及び書面調査により確かめる。
補助金の交付決定において、十分な公平性が確保されているか。また、特定の団体のみを対象とする補助金の場合、当該団体のみを対象とすることに十分な合理性があるかについて、ヒアリング及び書面調査により確かめる。
(特に補助金の精算を行う場合、業務量に応じて補助金額が決まる場合等において) 受給者の業務量実績や補助事業に伴う費用支出の合理性について、十分に確認しているか。また、必要に応じて返還請求がされているかについて、ヒアリング及び書面調査により確かめる。

④補助金等事業実施後の評価

監査手続き
効果指標等に基づき補助事業の目的が達成されているかの評価を行い、翌年度以降の事業の実施手法や実施の要否（必要性）の検討（PDCA）が行われているかについて、ヒアリング及び書面調査により確かめる。

(3) 調査票に基づく調査の実施

「(1) 個別監査対象補助金等の選定」で選定した個別監査対象補助金等のうち、特に補助金について、その管理に関する概況等を把握するため、以下の調査票を所管課に送付し、回答を回収した。

【図表 13】 個別監査対象補助金等に対する調査票

区分	ご回答				備考
1. 当該補助金の概要に関する事項					
補助金名					
交付要綱等					〇〇補助金交付要綱
所管課					〇〇部〇〇課
本補助制度の開始年度					平成〇〇年度
本補助制度の終了年度					終期を設定している場合のみご回答ください。(令和〇〇年度)
交付先(所在地)					所在地は、都道府県名+市町村名で記載 ※交付先多数の場合、別途一覧をご提出ください
補助金の性質					ブルダウンで選択してください
(制度補助の場合) 国又は府による財源措置の有無					ブルダウンで選択してください
(制度補助の場合) 補助金の性質					国や府からの財源措置が有る場合のみご記載下さい
根拠となる法令等					〇〇法××条の△ 根拠となる法令が有る場合のみご記載下さい
補助金事業の目的及び対象事業の概要					
補助対象経費					交付要綱に基づき、簡潔にご記載ください ※定めのない場合は、「定め無し」とご記載ください
補助率・補助額					交付要綱に基づきご記載ください ※定額補助の場合は、補助額及び定額補助である旨(〇〇円(定額補助))をご記載ください ※定めのない場合は、「定め無し」とご記載ください
2. 補助金の交付に関する事項					
交付先の選定方法	その他の場合の内容:				ブルダウンで選択してください
補助金交付状況(単位:千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数		
令和5年度					
令和4年度					
令和3年度					
令和2年度					
令和元年度					
補助金の支払い方法					ブルダウンで選択してください
補助金の精算の有無					ブルダウンで選択してください
支出等に応じた補助金額の変動の有無	有りの場合の金額決定方法:				ブルダウンで選択してください
補助事業実績の確認方法					
3. 事業の効果等に関する事項					
期待する効果					
効果指標の設定の有無	有りの場合の指標:				ブルダウンで選択してください
効果指標の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					効果指標の設定が有る場合のみご回答ください
効果指標を設定していない場合、期待する効果が実現しているか否かについてどのように評価しているか					

2. 部署別の補助金等事務に関する監査の結果

(1) 政策推進課

政策推進課が、令和5年度において実施した主な補助金等事業は以下のとおりである。本監査業務では、このうち2件の補助金を個別監査対象としている。

(i) 補助金事業

【図表 14】 補助金事業一覧

補助金名	支出額	監査対象
ABC 委員会に対する補助金	2,432,000 円	①
コミュニティ補助金	2,500,000 円	②
泉南市区長連絡協議会補助金	665,000 円	

(出所：「R5 予算執行状況一覧表 (補助金等)」に基づき、監査人が作成)

(ii) 負担金事業 (支出額が年間 10 万円を超えるもの)

【図表 15】 負担金事業一覧

負担金名	支出額	監査対象
泉州市・町関西国際空港推進協議会分担金	120,000 円	

(出所：「R5 予算執行状況一覧表 (補助金等)」に基づき、監査人が作成)

① ABC 委員会に対する補助金 (個別監査対象 No. 1)

(i) 補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、花と緑にまつまれた平和で文化の薫り高い美しいまちづくり (Amenity and Beautiful Community plan) 委員会 (以下、「泉南市 ABC 委員会」という。) が、泉南市を平和で清潔な文化の薫り高いまちづくりを推進することを目的とする事業を支援するものである。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 16】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠 (法令、要綱等)	泉南市 ABC 委員会補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	平成 4 度
補助金の性質	団体運営補助

補助対象経費の概要	泉南市 ABC 委員会が補助金の交付を受けようとして、 予め事業計画を市長に提出し、これに基づき市長から 交付決定を受けた事業に要する経費
補助率・補助額	市長が予算の範囲内で定めるもの
期待する効果	市民主導による、様々なイベント・事業を実施すること で、泉南市において平和で清潔な文化の薫り高いまち づくりが行われること
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を 設定していない場合）	ABC 委員会が実施する事業への参加人数及び、ABC 委 員会へ入会を希望する団体の数で評価

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	2,432千円	2,432千円	1件
令和4年度	2,432千円	2,432千円	1件
令和3年度	—	—	—
令和2年度	—	—	—
令和元年度	2,432千円	2,432千円	1件

(出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成)

(iii) 監査の結果

1) 補助金交付先団体の事務局業務の実施について（意見番号 10）

市では、ABC 委員会に対する補助金に関連して、当該委員会の事務局業務を市の所管課職員が実施している。この点について市に確認したところ、ABC 委員会会則において「事務局は市に置く」と定められているため、所管課職員が ABC 委員会の事務局業務を実施しているとのことであった。

しかしながら、補助金交付先の団体の事務を当該補助金の所管課の職員が担当することは、補助金の交付元と交付先が同一とみなされ対外的に疑念を抱かせる要因となるとともに、不適切な補助金執行の温床となる恐れもある。

したがって、ABC 委員会の事務局業務を市が実施する場合、補助金交付業務を担当している職員以外の者が事務局業務を担う等対策を講じることが望まれる。

2) 補助金交付要綱における補助対象経費の明確化について（意見番号 11）

「泉南市 ABC 委員会補助金交付要綱」では、補助金交付対象経費について、以下のとおり規定されているものの、補助対象事業の詳細が規定されておらず、補助対象とする経費の科目や内容が具体的に規定されていない。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、泉南市 ABC 委員会が補助金の交付を受けようとして、予め事業計画を市長に提出し、これに基づき市長から交付決定を受けた事業とする。

(出所：泉南市 ABC 委員会補助金交付要綱)

補助金交付要綱における補助対象経費が不明確であると、誤解や拡大解釈等により補助金設置の際に想定していた補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付される恐れがある。

したがって、「泉南市 ABC 委員会補助金交付要綱」において、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に定めた上で、当該要綱に従い、補助対象経費部分についてのみ適切に補助金を交付すべきである。また、「泉南市 ABC 委員会補助金交付要綱」における補助対象経費の設定や、「泉南市 ABC 委員会補助金交付要綱」で明確でない経費に対する補助金交付の可否の検討にあたっては「補助金に関するガイドライン」に従うことが望まれる。

② 泉南市コミュニティ補助金（個別監査対象 No. 2）

(i) 補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、財団法人自治総合センター(以下、「自治総合センター」という。)から受け入れるコミュニティ助成事業助成金を財源として、地域コミュニティ活動を支援することを目的として実施する事業である。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 17】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	泉南市コミュニティ補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	平成 10 年度
補助金の性質	事業費補助
補助対象経費の概要	補助金の交付を受けようとする団体が、予め事業計画を市長に提出し、これに基づき市長が自治総合センターの事業決定を受けた事業実施団体及び事業
補助率・補助額	市長が予算の範囲内で定めるもの
期待する効果	宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ活動に必要な備品の支援に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与すること

効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	自治総合センターが実施する助成事業に対し、区が希望した事業を行っているかで評価

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	2,500千円	2,500千円	1件
令和4年度	2,500千円	2,500千円	1件
令和3年度	2,500千円	2,500千円	1件
令和2年度	2,500千円	2,500千円	1件
令和元年度	2,500千円	2,500千円	1件

（出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成）

（iii）監査の結果

1）補助金交付要綱における補助対象経費の明確化について（意見番号12）

「泉南市コミュニティ補助金交付要綱」では、補助金交付対象経費について、以下のとおり規定されているものの、補助対象事業の詳細が規定されておらず、補助対象とする経費の科目や内容が具体的に規定されていない。

（補助対象団体及び事業）

第2条 補助対象団体及び事業は、補助金の交付を受けようとする団体が、予め事業計画を市長に提出し、これに基づき市長が自治総合センターの事業決定を受けた事業実施団体及び事業とする。

（出所：泉南市コミュニティ補助金交付要綱）

補助金交付要綱における補助対象経費が不明確であると、誤解や拡大解釈等により補助金設置の際に想定していた補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付される恐れがある。

したがって、「泉南市コミュニティ補助金交付要綱」において、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に定めた上で、当該要綱に従い、補助対象経費部分についてのみ適切に補助金を交付すべきである。また、「泉南市コミュニティ補助金交付要綱」における補助対象経費の設定や、「泉南市コミュニティ補助金交付要綱」で明確でない経費に対する補助金交付の可否の検討にあたっては「補助金に関するガイドライン」に従うことが望まれる。

(2) 人権推進課

人権推進課が、令和5年度において実施した主な補助金等事業は以下のとおりである。本監査業務では、このうち3件の補助金及び1件の負担金を個別監査対象としている。

(i) 補助金事業

【図表 18】 補助金事業一覧

補助金名	支出額	監査対象
泉南市人権協会補助金	5,155,000円	③
泉南市人権啓発推進協議会補助金	2,018,000円	①
岸和田人権擁護委員協議会泉南市地区委員会補助金	170,000円	
泉南市事業所人権推進連絡会補助金	160,000円	②

(出所：「R5 予算執行状況一覧表 (補助金等)」に基づき、監査人が作成)

(ii) 負担金事業 (支出額が年間10万円を超えるもの)

【図表 19】 負担金事業一覧

負担金名	支出額	監査対象
大阪府人権啓発・人材育成事業分担金	243,000円	
岸和田人権擁護委員協議会負担金	131,000円	④

(出所：「R5 予算執行状況一覧表 (補助金等)」に基づき、監査人が作成)

① 泉南市人権啓発推進協議会補助金 (個別監査対象 No. 3)

(i) 補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、憲法及び国際人権規約に定められた人権尊重を基軸とし、一切の差別をなくし、地域の連帯感に根ざしたまちづくりを行うため、人権啓発の推進をはかることを目的としている。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 20】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠 (法令、要綱等)	泉南市人権啓発推進協議会補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	昭和54年度
補助金の性質	事業費補助
補助対象経費の概要	定めなし
補助率・補助額	予算の範囲内で定めるもの

期待する効果	人権を尊重する市民の活動を地域の隅々まで浸透させ、さらに地域に根づいた市民運動として、定着させること
効果指標の設定の有無	有り（人権啓発に係る講座、集い等の参加者人数）
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	効果指標を設定

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	2,018千円	2,018千円	1件
令和4年度	2,018千円	2,018千円	1件
令和3年度	2,018千円	2,018千円	1件
令和2年度	2,018千円	2,018千円	1件
令和元年度	2,018千円	2,018千円	1件

（出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成）

（iii）監査の結果

1）補助金交付先団体の事務局業務の実施について（意見番号13）

市では、泉南市人権啓発推進協議会に対する補助金に関連して、当該協議会の事務局業務を市の所管課職員が代行している。この点について市に確認したところ、泉南市人権啓発推進協議会は、ボランティア等により構成されており事務局機能を担う人材が不足していることや過去からの慣習等により、やむを得ず市の所管課職員が代行しているとのことであった。

しかしながら、補助金交付先の団体の事務を当該補助金の所管課の職員が担当することは、補助金の交付元と交付先が同一とみなされ対外的に疑念を抱かせる要因となるとともに、不適切な補助金執行の温床となる恐れもある。

したがって、泉南市人権啓発推進協議会の事務局業務を市が引き続き代行する場合、補助金交付業務を担当している職員以外の者が事務局業務の代行を担う等対策を講じることが望まれる。

2）補助金交付要綱における補助対象経費の明確化について（意見番号14）

「泉南市人権啓発推進協議会補助金交付要綱」では、補助金交付対象経費について、以下のとおり規定されているものの、補助対象事業の詳細が規定されておらず、補助対象とする経費の科目や内容が具体的に規定されていない。

(補助金の対象)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象は、協議会とする。

(出所：泉南市人権啓発推進協議会補助金交付要綱)

補助金交付要綱における補助対象経費が不明確であると、誤解や拡大解釈等により補助金設置の際に想定していた補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付される恐れがある。

したがって、「泉南市人権啓発推進協議会補助金交付要綱」において、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に定めた上で、当該要綱に従い、補助対象経費部分についてのみ適切に補助金を交付すべきである。また、「泉南市人権啓発推進協議会補助金交付要綱」における補助対象経費の設定や、「泉南市人権啓発推進協議会補助金交付要綱」で明確でない経費に対する補助金交付の可否の検討にあたっては「補助金に関するガイドライン」に従うことが望まれる。

② 泉南市事業所人権推進連絡会補助金（個別監査対象 No. 4）

(i) 補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、企業内の人権意識の高揚の取組や啓発活動を幅広く進展させることにより、より良い人権尊重の社会の実現に寄与することを目的とする。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 21】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	泉南市事業所人権推進連絡会補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	昭和 56 年度
補助金の性質	事業費補助
補助対象経費の概要	企業内の人権意識の高揚の取組や啓発活動（研修や講座の受講に要する経費）に関する経費
補助率・補助額	予算の範囲内で定めるもの
期待する効果	企業が人権尊重の観点から企業理念・倫理を構築し、公正採用選考システムの確立や就職の機会均等、人権尊重の職場環境の醸成が図られること
効果指標の設定の有無	有り（会員事業者数）
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	効果指標を設定

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	160千円	160千円	1件
令和4年度	160千円	160千円	1件
令和3年度	160千円	160千円	1件
令和2年度	160千円	160千円	1件
令和元年度	160千円	160千円	1件

(出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成)

(iii) 監査の結果

1) 補助金交付先団体の事務局業務の実施について (意見番号 15)

市では、泉南市事業所人権推進連絡会に対する補助金に関連して、当該連絡会の事務局業務を市の所管課職員が代行している。この点について市に確認したところ、泉南市事業所人権推進連絡会は、民間事業者により構成されているが、各事業者のボランティア精神により成り立っている側面が強く、事業効率化の流れで脱退する事業者も近年は散見されている状況であり、現状において事務局機能を移すことが困難であるため、やむを得ず市の所管課職員が代行しているとのことであった。

しかしながら、補助金交付先の団体の事務を当該補助金の所管課の職員が担当することは、補助金の交付元と交付先が同一とみなされ対外的に疑念を抱かせる要因となるとともに、不適切な補助金執行の温床となる恐れもある。

したがって、泉南市事業所人権推進連絡会の事務局業務を市が引き続き代行する場合、補助金交付業務を担当している職員以外の者が事務局業務の代行を担う等対策を講じることが望まれる。

2) 補助金交付要綱における補助対象経費の明確化について (意見番号 16)

「泉南市事業所人権推進連絡会補助金交付要綱」では、補助金交付対象経費について、以下のとおり規定されているものの、補助対象事業の詳細が規定されておらず、補助対象とする経費の科目や内容が具体的に規定されていない。

(補助金の対象)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象は、連絡会が行う事業とする。

(出所：泉南市事業所人権推進連絡会補助金交付要綱)

補助金交付要綱における補助対象経費が不明確であると、誤解や拡大解釈等により補助金設置の際に想定していた補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付される恐れがある。

したがって、「泉南市事業所人権推進連絡会補助金交付要綱」において、補助対象と

する経費の科目や内容を具体的に定めた上で、当該要綱に従い、補助対象経費部分についてのみ適切に補助金を交付すべきである。また、「泉南市事業所人権推進連絡会補助金交付要綱」における補助対象経費の設定や、「泉南市事業所人権推進連絡会補助金交付要綱」で明確でない経費に対する補助金交付の可否の検討にあたっては「補助金に関するガイドライン」に従うことが望まれる。

③ 泉南市人権協会補助金（個別監査対象 No. 5）

（i）補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、泉南市におけるあらゆる人権問題の解決のために、啓発活動等を実施することにより、差別のない人権尊重のまちづくり、市民社会の創造に寄与することを目的とする。

（ii）補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 22】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	泉南市人権協会補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	平成 14 年度
補助金の性質	事業費補助
補助対象経費の概要	市民の人権意識の高揚及び人権問題の解決に向け人権協会が実施する事業（研修会や各種講座）及び他の関係機関と連携して開催する人権啓発事業（市民の集い等）に要する経費
補助率・補助額	予算の範囲内で定めるもの
期待する効果	市民、地域社会、関係機関との協働・交流の視点を重視し、一人ひとりの人権が尊重された人権尊重のまちづくりが推進されること
効果指標の設定の有無	有り（主催する研修会、講座等の受講者数）
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	効果指標を設定

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	5,155千円	5,155千円	1件
令和4年度	5,155千円	5,155千円	1件
令和3年度	5,155千円	5,155千円	1件
令和2年度	5,155千円	5,155千円	1件
令和元年度	5,155千円	5,155千円	1件

(出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成)

(iii) 監査の結果

1) 補助金交付要綱における補助対象経費の明確化について(意見番号17)

「泉南市人権協会補助金交付要綱」では、補助金交付対象経費について、以下のとおり規定されているものの、補助対象とする経費の科目や内容が具体的に規定されていない。

<p>(補助金の対象)</p> <p>第2条 この要綱による補助金の交付の対象は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 一般運営事業</p> <p>(2) 啓発・講座事業</p> <p>(3) 泉南市及び関係団体との共催事業</p>
--

(出所：泉南市人権協会補助金交付要綱)

補助金交付要綱における補助対象経費が不明確であると、誤解や拡大解釈等により補助金設置の際に想定していた補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付される恐れがある。

したがって、「泉南市人権協会補助金交付要綱」において、補助対象とする経費の科目や内容を具体的に定めた上で、当該要綱に従い、補助対象経費部分についてのみ適切に補助金を交付すべきである。また、「泉南市人権協会補助金交付要綱」における補助対象経費の設定や、「泉南市人権協会補助金交付要綱」で明確でない経費に対する補助金交付の可否の検討にあたっては「補助金に関するガイドライン」に従うことが望まれる。

2) 実績報告の提出書類について(意見番号18)

市は補助事業実績の確認について、補助金交付先である泉南市人権協会から提出される実績報告書を確認するのみであり、補助対象経費に係る領収書、請求書等証憑類の確認を行っていなかった。

この点、市に確認したところ、泉南市人権協会の会計について、同協会の監事が内部監査を実施しており、当該監査の中で領収書、請求書等証憑類の確認を行うとともに、理事会(うち、1名は所管課の上席)においても当該監査の結果をチェックしているこ

とから、監査対象に含まれている補助対象経費の支出の適正性が担保されていることを、所管課が間接的に確認できる構造となっているとの回答であった。

しかしながら、当該会計監査の結果の報告については、泉南市人権協会から所管課への口頭による報告にとどまっている。

このように、決算報告に係る経費の内容の妥当性についての検証が不十分であれば、補助対象外経費や架空の経費に対する補助金の支出といった、不適切な補助金執行が看過されてしまう恐れがある。

したがって、実績報告に泉南市人権協会が実施した監事監査の結果を添付させること等により、補助対象経費の支出の適正性について間接的に所管課が確認していることを書面で残すべきである。

3) 補助金に係る消費税の仕入控除税額の取扱いについて（意見番号 19）

市の交付する補助金等は、交付先の事業者にとって消費税が課されない不課税収入に該当する一方、補助金等を利用した支出が消費税の課税対象である場合で補助金等の交付先が課税事業者の場合、仕入税額控除を受けることで消費税の負担が軽減される。

この点、経済産業省大臣官房会計課が公表している「補助事業事務処理マニュアル」に、消費税仕入控除税額が確定し、補助事業者からの報告を受けた場合には、当該消費税仕入控除額税額に係る補助金の返還を命じる旨記載されている。

泉南市人権協会の消費税の申告については、令和5年度は簡易申告であるため上述の問題は生じないものの、令和6年度には本則課税となる見込みであり、当該問題が生じる可能性がある。

補助金の交付額が小さい場合は、事務負担も考えて返還等を求めることを省略する可能性もあるが、補助金交付先が課税事業者の場合、仕入税額控除を受けることによる利得分を市に返還するように請求できる取扱いについて交付要綱において定めることが望まれる。

また、消費税の確定申告終了後、補助事業において支払った消費税に対して補助金を交付している場合、補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しているか否かの報告を受け、発生していない場合はその理由を確認することが望まれる。

④ 岸和田人権擁護委員協議会負担金（個別監査対象 No. 負一1）

（i）負担金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、人権擁護委員制度の使命に則り、自由人権思想の普及高揚や人権侵害の排除・救済に資する事業である。

（ii）監査の結果

該当なし。

(3) プロモーション戦略課

プロモーション戦略課が、令和5年度において実施した主な補助金等事業は以下のとおりである。

本監査業務では、このうち3件の補助金及び2件の負担金を個別監査対象としている。

(i) 補助金事業

【図表 23】 補助金事業一覧

補助金名	支出額	監査対象
農業漁業体験実施事業補助金	1,500,000円	①
泉南市観光協会補助金	3,395,000円	②
国際交流イベント等（地方創生推進交付金事業）補助金	1,000,000円	
誘客イベント開催支援事業補助金	2,000,000円	③

（出所：「R5 予算執行状況一覧表（補助金等）」に基づき、監査人が作成）

(ii) 負担金事業（支出額が年間10万円を超えるもの）

【図表 24】 負担金事業一覧

負担金名	支出額	監査対象
泉州観光推進機構負担金	2,128,000円	④
共同連携事業負担金	10,000,000円	⑤

（出所：「R5 予算執行状況一覧表（補助金等）」に基づき、監査人が作成）

① 泉南市農業漁業体験実施事業補助金（個別監査対象 No. 6）

(i) 補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、農業・漁業と観光を繋げ、多世代の人々により地域の活性化を図るとともに、農業・漁業の理解を深め関心をもってもらうことで、将来の担い手の呼び込みや育成に繋げることを目的として、農業漁業体験メニューの開発、普及、PR、体験者の受け入れ、その他地域活性化に寄与する事業である。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 25】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	泉南市農業漁業体験実施事業補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	令和2年度

補助金の性質	事業費補助
補助対象経費の概要	備品購入費、人件費、賃金、共済費、報償費、委託費、旅費、需用費、役務費、通行料、使用料
補助率・補助額	1,500千円（定額補助）
期待する効果	観光資源の活用を通して、産業の活性化及び地域文化の向上、コミュニティ活動の活性化及び市民生活の向上
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	実績報告の内容を精査することにより評価

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	1,500千円	1,500	1件
令和4年度	3,000千円	3,000	1件
令和3年度	3,000千円	3,000	1件
令和2年度	1,500千円	1,500	1件
令和元年度	—	—	—

（出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成）

（iii）監査の結果

1）補助事業実績の妥当性の検証について（意見番号20）

市は補助事業実績の妥当性の検証について、補助金交付先である泉南市観光協会から提出される実績報告書を確認するのみであり、補助対象経費に係る領収書、請求書等証憑類の確認を行っていなかった。

しかしながら、監査人が証憑類の確認を行ったところ、宛名又は但書き（品目）の表記のない領収書が散見された。担当課からの聞き取りによれば、大型量販店のセルフレジシステムにより発行された領収書であるとのことである。

このように、実績報告に係る経費の内容の妥当性についての検証が不十分であれば、補助対象外経費や架空の経費に対する補助金の支出といった、不適切な補助金執行が看過されてしまう恐れがある。

補助金の使途が確かに補助対象の経費であり、補助の目的に適合したものであることについて、証憑類に基づく妥当性の検証を実施する必要がある。

2）使途の分かりやすい補助金申請書及び実績報告書の作成に向けて（意見番号21）

補助金申請書及び実績報告書を閲覧したところ、①補助金申請書と実績報告書で補助対象経費の表記方法が異なり、補助金申請書と実績報告書との整合性が一見して分からない、また、②補助金申請書及び実績報告書における補助対象経費の積算が「泉南市観

光協会による体験者の受け入れ体制の構築 300,000円 人件費、その他」等のように、積算額の内訳が不明確という課題が見受けられた。

前述の監査結果のとおり、今後、市が証憑類と補助事業実績の照合を行っていく必要がある中で、補助金申請書と実績報告書との整合性を図りながら積算額の内訳について明らかにしていく必要がある。

したがって、使途の分かりやすい補助金申請書及び実績報告書の作成に向けて、補助金申請書と実績報告書との整合性を図りながら積算額の内訳を明確にするような書類作成を補助金交付先に求めることが望まれる。

② 泉南市観光協会補助金（個別監査対象 No. 7）

（i）補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、観光資源を活用し、産業の活性化及び地域文化の向上を図るとともに、コミュニティ活動の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的として泉南市観光協会が行う事業に対する補助事業である。

（ii）補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 26】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	泉南市観光協会補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	平成 25 年度
補助金の性質	団体運営補助
補助対象経費の概要	定め無し
補助率・補助額	定め無し
期待する効果	農業や漁業をフックとした体験プログラムへの参加を通じた関係人口の増加
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	補助金交付に際しての明確な効果指標は設定していないが、観光案内所来訪者数やサイトや SNS による情報発信に係るアクセス数や投稿数等を援用し、効果検証を実施

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	3,395千円	3,395千円	1件
令和4年度	3,395千円	3,395千円	1件
令和3年度	3,395千円	3,395千円	1件
令和2年度	3,395千円	3,395千円	1件
令和元年度	3,395千円	3,395千円	1件

(出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成)

(iii) 監査の結果

1) 団体運営補助金交付の必要性及び繰越金について (意見番号 22)

泉南市観光協会補助金は、交付要綱において補助率及び補助金額の定めがない中、平成28年度までは年間3,500千円、平成29年度から令和5年度は年間3,395千円の補助を泉南市観光協会（以下、「観光協会」と言う。）に対して行っている。

しかし、観光協会の決算書類を閲覧したところ、観光協会は1,178,125円の繰越金（余剰金）を有していた。

市の補助金等を原資とした繰越金の解消に向けて、観光協会と協議を行う等した上で、繰越金による事業の実施や、繰越金を踏まえ翌年度以降の補助金額を決定する等、検討することが望まれる。

また、現状、交付要綱において補助対象経費に係る定めがないため、事業費補助への移行とあわせて補助対象経費の明確化を検討することが望まれる。

2) 市の観光行政を担う観光協会等の育成について (意見番号 23)

補助金交付先である観光協会は法人格を有していない任意団体であり、事務体制が脆弱なこと等から、令和5年5月頃まで観光協会の事務を市が一部代行していた。しかし、他の多くの地方公共団体において、地元の観光協会は、社団法人又は財団法人という法人格で運営されており、地域の観光行政の一端を担う組織能力を有している。

また、補助金交付先の団体の事務を当該補助金の所管課の職員が担当することは、補助金の交付元と交付先が同一とみなされ対外的に疑念を抱かせる要因となるとともに、不適切な補助金執行の温床となる恐れもある。

市の観光振興計画等においても観光協会への期待が示されているところであり、観光協会の組織化及び組織能力の強化に向けて、観光協会のあり方や専門人材の育成策を検討することが望まれる。

3) 補助事業実績の妥当性の検証について (意見番号 24)

市は補助事業実績の妥当性の検証について、補助金交付先である観光協会から提出される実績報告書を確認するのみであり、補助対象経費に係る領収書、請求書等証憑類の

確認を行っていなかった。

このように、実績報告に係る経費の内容の妥当性についての検証が不十分であれば、補助対象外経費や架空の経費に対する補助金の支出といった、不適切な補助金執行が看過されてしまう恐れがある。

公金を財源とした補助金の使途として望ましいかについて、証憑類を確認すること等により、妥当性の検証を実施することが望まれる。

③ 誘客イベント開催支援事業補助金（個別監査対象 No. 8）

（i）補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、観光資源を活用し、産業の活性化及び地域文化の向上を図るとともに、コミュニティ活動の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的として泉南まるごとフェスティバル運営協議会が行う事業に対する補助事業である。

（ii）補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 27】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	誘客イベント開催支援事業補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	令和2年度
補助金の性質	事業費補助
補助対象経費の概要	備品購入費、委託費、需用費、役務費、報償費
補助率・補助額	2,000千円（定額補助）
期待する効果	地域商工業及び農水産業の活性化を通じた地域活性化、にぎわいの創出
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法 （効果指標を設定していない場合）	補助金交付に際しての明確な効果指標は設定していないが、イベント来場者数や出展者数、売り上げ等を援用し、効果検証を実施

補助金の交付状況（千円、件）	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	2,000千円	2,000千円	1件
令和4年度	2,000千円	2,000千円	1件
令和3年度	2,000千円	2,000千円	1件
令和2年度	2,000千円	2,000千円	1件
令和元年度	2,000千円	2,000千円	1件

（出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成）

(iii) 監査の結果

1) 効果指標の設定とアンケートの実施方法の改善について（意見番号 25）

誘客イベント開催支援事業補助金に関して、現状、明確な効果指標が設定されていない。本補助金を活用して令和5年11月に開催された「泉南まるごとフェスティバル」は来場者が約8,000名にものぼり、非常に活気のあるイベントになっていた。

しかし、来場者約8,000名のうち、アンケートの回答者は54名のみであった。アンケートは次回以降のイベント改善に向けて来場者の意見を聞くことのできる重要な機会である。また、アンケートは来場者だけではなく、出店者側に対しても行うことによって多角的な情報を得ることができる。加えて、アンケートを通じて成果指標を測ることも可能である。

多くの、かつ、多角的な回答者を集められるように、アンケートの配付方法や回答方法等について見直しを検討することが望まれる。また、成果指標を明確に設定した上で、アンケートを通じて成果指標を測られるような仕組みについて検討することが望まれる。

2) 補助金に係る消費税の仕入控除税額の取扱いについて（意見番号 26）

市の交付する補助金等は、交付先の事業者にとって消費税が課されない不課税収入に該当する一方、補助金等を利用した支出が消費税の課税対象である場合で補助金等の交付先が課税事業者の場合、仕入税額控除を受けることで消費税の負担が軽減される。

この点、経済産業省大臣官房会計課が公表している「補助事業事務処理マニュアル」に、消費税仕入控除税額が確定し、補助事業者からの報告を受けた場合には、当該消費税仕入控除額税額に係る補助金の返還を命じる旨記載されている。

補助金の交付額が小さい場合は、事務負担も考えて返還等を求めることを省略する可能性もあるが、補助金交付先が課税事業者の場合、仕入税額控除を受けることによる利得分を市に返還するように請求できる取扱いについて交付要綱において定めることが望まれる。

また、消費税の確定申告終了後、補助事業において支払った消費税に対して補助金を交付している場合、補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しているか否かの報告を受け、発生していない場合はその理由を確認することが望まれる。

④ 泉州観光推進機構負担金（個別監査対象 No. 負一2）

(i) 負担金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、一般社団法人 KIX 泉州ツーリズムビューローに対して、泉州地域の認知度向上、セカンド・デスティネーション、体験型観光の3つのコンセプトのもと事業を展開することにより、観光客数及び地域内消費額の増加による地域経済の活性化を図る事業である。

(ii) 監査の結果

該当なし。

⑤ 共同連携事業負担金（個別監査対象 No. 負一三）

(i) 負担金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、NPO 法人地域活性化支援センターに対して、全国の観光地域の中からプロポーズにふさわしいスポットとして認定された「恋人の聖地」を有する市町村が連携し、地域の新たな魅力づくりと情報発信を図るとともに、共同デジタルプラットフォームとして、SNS や動画配信チャンネルの開設、又は仮想ポータルサイトの運用を実施することで、関係人口の増加を促し、より広範なシティプロモーションの実現を目的とする事業である。

(ii) 監査の結果

該当なし。

(4) 環境整備課

環境整備課が、令和5年度において実施した主な補助金等事業は以下のとおりである。本監査業務では、このうち3件の補助金及び1件の負担金を個別監査対象としている。

(i) 補助金事業

【図表 28】 補助金事業一覧

補助金名	支出額	監査対象
コミュニティバス運行事業補助金	43,307,000円	③
自主環境整備補助金	5,010,000円	②
合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	1,906,000円	①
泉南市交通対策指導員会補助金	105,000円	
不妊去勢手術補助金	89,750円	
泉南市幼児交通安全クラブ補助金	56,000円	

(出所：「R5 予算執行状況一覧表 (補助金等)」に基づき、監査人が作成)

(ii) 負担金事業 (支出額が年間10万円を超えるもの)

【図表 29】 負担金事業一覧

負担金名	支出額	監査対象
泉南市交通事故をなくす運動推進本部負担金	700,000円	④
伊賀市環境保全負担金条例に基づく負担金	533,000円	

(出所：「R5 予算執行状況一覧表 (補助金等)」に基づき、監査人が作成)

① 泉南市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金 (個別監査対象 No. 9)

(i) 補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、合併処理浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水を併せて処理することにより、公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的として実施される事業である。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 30】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠 (法令、要綱等)	泉南市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	平成7年度
補助金の性質	事業費補助

補助対象経費の概要	合併処理浄化槽の設置に要する費用
補助率・補助額	限度額 5人槽 332,000円 6～7人槽 414,000円 8～10人槽 548,000円
期待する効果	し尿と雑排水を併せて処理することにより、公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生が向上すること
効果指標の設定の有無	有り（予算基数に対する実績基数の割合）
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	効果指標を設定

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	4,610千円	1,906千円	5件
令和4年度	4,610千円	2,984千円	8件
令和3年度	4,610千円	1,492千円	4件
令和2年度	4,610千円	2,324千円	7件
令和元年度	4,610千円	4,528千円	12件

（出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成）

（iii）監査の結果

該当なし。

② 自主環境整備補助金（個別監査対象 No. 10）

（i）補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、嫌悪施設であるし尿処理場（双子川浄苑）を円滑に運営するために、3区（泉南市下村区、泉南市信達大苗代区、泉佐野市榎井西町会）の環境保全・水質保全・その他活動費を補助する事業である。

（ii）補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 31】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	泉南市立双子川浄苑自主環境整備補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	昭和53年度
補助金の性質	団体運営補助

補助対象経費の概要	空地清掃・水路維持・環境活動その他に関する経費
補助率・補助額	5,010,000円
期待する効果	美化活動の促進・地域の環境保全
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法(効果指標を設定していない場合)	地域住民の自主活動に成果があり、双子川浄苑の円滑な運営が行われていることにより評価

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	5,010千円	5,010千円	3件
令和4年度	5,010千円	5,010千円	3件
令和3年度	5,010千円	5,010千円	3件
令和2年度	5,010千円	5,010千円	3件
令和元年度	5,010千円	5,010千円	3件

(出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成)

(iii) 監査の結果

1) 補助金のあり方検討について(意見番号27)

上述のとおり、自主環境整備補助金は、嫌悪施設であるし尿処理場(双子川浄苑)が建設、事業供用されるに際し、空地清掃・水路維持・環境活動その他の活動に要する経費のために交付されてきた経緯がある。

この点、し尿処理場(双子川浄苑)は、老朽化が著しいことから令和13年度に建替え更新される方針となっている。方針通りに建替え更新がなされた場合には、施設の機能向上やダウンサイジングが図られることから、地域環境に与える影響も軽減され、補助対象経費とされる環境活動に要する経費も低減されると想定される。

このように、令和13年度予定のし尿処理場(双子川浄苑)の建替え更新を契機として自主環境整備補助金の前提が大きく変化することから、当該補助金のあり方についても抜本的に見直すべく検討することが望まれる。

③ 泉南市コミュニティバス運行事業補助金(個別監査対象No.11)

(i) 補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、路線バスが運行していない地域の交通利便性の向上を図り、市内の主要な公共施設を結ぶ巡回バスで、市民の公共交通や交通弱者に対する交通手段の確保を目的としている。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 32】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	泉南市コミュニティバス運行事業補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	平成 14 年度
補助金の性質	事業費補助
補助対象経費の概要	(1) 人件費 (2) 燃料油脂費 (3) 車両修繕費 (4) 車両償却費 (5) バスロケ償却費 (6) 自動車税等 (7) その他経費 (8) 一般管理費
補助率・補助額	補助金の交付額は、経費の総額から事業により得られる収入である運賃収入の総額を控除して得た額とし、予算の範囲を限度とすること
期待する効果	泉南市には市内間の路線バスが無いいため、市民の公共交通を担うという重要な役割を果たすこと
効果指標の設定の有無	有り（毎月の利用者）
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	効果指標を設定

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和 5 年度	46,338 千円	43,307 千円	1 件
令和 4 年度	48,838 千円	45,802 千円	1 件
令和 3 年度	53,356 千円	53,356 千円	1 件
令和 2 年度	52,556 千円	54,527 千円	1 件
令和元年度	52,556 千円	52,553 千円	1 件

(出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成)

(iii) 監査の結果

1) 補助事業実績の妥当性の検証について（意見番号 28）

市は補助事業実績の妥当性の検証について、補助金交付先から提出される実績報告書を確認するとともに、支出面については補助対象経費に係る領収書、請求書等証憑類を任意で数件、確認している。当該補助金の交付額は、経費の総額から事業により得られる運賃収入の総額を控除して得た額であり、仮に収入が過少に報告された場合には補助金交付額が増加する結果となるため、収入面の確認についても重要となる。現状、市では、収入面については補助金交付先から提出される毎月の合計収入の報告を閲覧するにとどまっている。

このように、決算報告に係る経費の内容の妥当性についての検証が不十分であれば、補助対象外経費や架空の経費に対する補助金の支出といった、不適切な補助金執行が看過されてしまう恐れがある。

この点、月別の運賃収入の推移について過年度実績との比較等の分析を実施し、異常な増減がある場合には、補助金交付先へのヒアリングや根拠データの提出を求める等して、収入に係る実績報告の妥当性の検証を実施することが望まれる。

2) 補助金に係る消費税の仕入控除税額の取扱いについて（意見番号 29）

市の交付する補助金等は、交付先の事業者にとって消費税が課されない不課税収入に該当する一方、補助金等を利用した支出が消費税の課税対象である場合で補助金等の交付先が課税事業者の場合、仕入税額控除を受けることで消費税の負担が軽減される。

この点、経済産業省大臣官房会計課が公表している「補助事業事務処理マニュアル」に、消費税仕入控除税額が確定し、補助事業者からの報告を受けた場合には、当該消費税仕入控除税額に係る補助金の返還を命じる旨記載されている。

補助金の交付額が小さい場合は、事務負担も考えて返還等を求めることを省略する可能性もあるが、当該補助金の交付額は多額である。

そのため、消費税の確定申告終了後、補助事業において支払った消費税に対して補助金を交付している場合、補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しているか否かの報告を受け、発生していない場合はその理由を確認することが望まれる。

また、泉南市コミュニティバス運行事業補助金のように、補助金の交付額が多額となることが想定される補助金については、要綱にも、消費税の確定申告終了後、速やかに上記報告を行う旨を規定することが望まれる。

④ 泉南市交通事故をなくす運動推進本部負担金（個別監査対象 No. 負一４）

（i）負担金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、交通事故の絶滅をはかり、人命の安全を期し、全市民の力を結集して、強力かつ効果的な交通安全対策を実施する事業である。

（ii）監査の結果

該当なし。

(5) 産業振興課

産業振興課が、令和5年度において実施した主な補助金等事業は以下のとおりである。
本監査業務では、このうち4件の補助金を個別監査対象としている。

(i) 補助金事業

【図表 33】 補助金事業一覧

補助金名	支出額	監査対象
泉南市土地改良区補助金	371,309 円	
大阪府農業共済組合補助金	1,194,000 円	
地域農業推進事業補助金	—	
農業者担い手育成事業補助金	550,000 円	
鳥獣被害防止総合対策補助金	800,250 円	
耕地事業補助金	10,014,200 円	①
水産資源再生事業補助金	3,000,000 円	②
漁業組合育成事業補助金	241,000 円	
タオル振興補助金	334,000 円	
空き店舗家賃補助金	3,329,000 円	③
商工会補助金	5,335,000 円	
青果食料品小売商業組合連合会補助金	100,000 円	④
中小企業退職金共済掛金補助金	523,700 円	

(出所：「R5 予算執行状況一覧表 (補助金等)」に基づき、監査人が作成)

(ii) 負担金事業 (支出額が年間 10 万円を超えるもの)

【図表 34】 負担金事業一覧

負担金名	支出額	監査対象
泉州南広域連携行政事務負担金	258,000 円	
大阪泉州エコ農産物推進協議会負担金	101,000 円	
大阪府土地改良事業団体連合会負担金	184,720 円	
防災テレメータ負担金	712,000 円	
府営土地改良事業負担金	11,404,000 円	
かんがい施設負担金	320,000 円	

(出所：「R5 予算執行状況一覧表 (補助金等)」に基づき、監査人が作成)

① 耕地事業補助金（個別監査対象 No. 12）

（i）補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、老朽化した農業用施設の補修工事による機能改善を行うことにより、安定した農業用水の供給が確保され、農作業の安定化を目的とする事業である。

（ii）補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 35】補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	泉南市耕地事業補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	平成 23 年度
補助金の性質	制度補助
補助対象経費の概要	長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備
補助率・補助額	国・府の採択による
期待する効果	営農に支障をきたしている農業用施設の補修工事による機能改善を行うことにより、営農の安定化を図ること
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	—

補助金の交付状況（千円、件）	当初予算額	決算額	交付件数
令和 5 年度	14,190 千円	10,015 千円	3 件
令和 4 年度	1,750 千円	1,555 千円	2 件
令和 3 年度	2,430 千円	1,670 千円	2 件
令和 2 年度	—	—	—
令和元年度	450 千円	307 千円	1 件

（出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成）

（iii）監査の結果

該当なし。

② 泉南市水産資源再生事業補助金（個別監査対象 No. 13）

（i）補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、激減するアナゴの保全・再生を図り、水産業を活性化し、以って市全域の地方創生に資することを目的とする事業である。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 36】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	泉南市水産資源再生事業補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	平成 27 年度
補助金の性質	事業費補助
補助対象経費の概要	対象事業に要する備品購入費、工事請負費、委託費、旅費、賃金、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
補助率・補助額	最大 3,000 千円（定額補助）
期待する効果	激減する泉南沖のアナゴの保全・再生を図り、アナゴに由来する伝統・文化を次世代に継承し、泉南市の水産産業を活性化し、以って市全域の地方創生に資すること
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	稚魚捕獲数（養殖開始時）、歩留率、各店舗等への販売、ふるさと納税返礼品への出品数、イベント販売等により評価

補助金の交付状況（千円、件）	当初予算額	決算額	交付件数
令和 5 年度	3,000 千円	3,000 千円	1 件
令和 4 年度	—	—	—
令和 3 年度	2,000 千円	2,000 千円	1 件
令和 2 年度	8,000 千円	8,000 千円	1 件
令和元年度	6,775 千円	6,879 千円	1 件

（出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成）

(iii) 監査の結果

1) 自走化に向けた補助制度の抜本的検討について（意見番号 30）

泉南市水産資源再生事業補助金は、岡田浦漁業協同組合を対象にした補助金である。ただし、補助金の予算額は年々減少し、限られた財源で実施可能なアナゴの養殖・販売は限られており、岡田浦漁業協同組合が投資可能なアナゴの養殖技術の向上（歩留まり率の向上）の方策にも限界がある。そのため、現状の本補助金は、岡田浦漁業協同組合がアナゴの養殖・販売を行うにあたって生じる収支差額の補填的な性質に留まっており、補助制度がなくなった場合にはアナゴの養殖・販売が持続可能ではないという懸念

が生じる。

市の予算に限られる中で、全ての補助金を継続することは難しい。そこで、将来的に補助制度がなくなったとしても、アナゴの養殖・販売が自走化できるような補助制度とすることが望ましい。

しかしながら、前述のとおり、補助制度無しではアナゴの養殖・販売の継続が困難なため、泉南市におけるアナゴの養殖・販売の重要性を再検討した上で、養殖事業継続の可否等について岡田浦漁業協同組合等の関係各所と協議することが望まれる。

2) 補助金に係る消費税の仕入控除税額の取扱いについて（意見番号 31）

市の交付する補助金等は、交付先の事業者にとって消費税が課されない不課税収入に該当する一方、補助金等を利用した支出が消費税の課税対象である場合で補助金等の交付先が課税事業者の場合、仕入税額控除を受けることで消費税の負担が軽減される。

この点、経済産業省大臣官房会計課が公表している「補助事業事務処理マニュアル」に、消費税仕入控除税額が確定し、補助事業者からの報告を受けた場合には、当該消費税仕入控除額税額に係る補助金の返還を命じる旨記載されている。

補助金の交付額が小さい場合は、事務負担も考えて返還等を求めることを省略する可能性もあるが、補助金交付先が課税事業者の場合、仕入税額控除を受けることによる利得分を市に返還するように請求できる取扱いについて交付要綱において定めることが望まれる。

また、消費税の確定申告終了後、補助事業において支払った消費税に対して補助金を交付している場合、補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しているか否かの報告を受け、発生していない場合はその理由を確認することが望まれる。

③ 空き店舗家賃補助金（個別監査対象 No. 14）

（i）補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、市内の商業施設等の空洞化を抑制し、活力と魅力ある商業の再生と振興を促進する事業である。

（ii）補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 37】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	泉南市空き店舗対策家賃補助事業交付要綱
本補助制度の開始年度	平成 25 年度
補助金の性質	事業費補助
補助対象経費の概要	家賃

補助率・補助額	2分の1（1か月当たり最大3万円）
期待する効果	空き店舗の利用促進及び商業の振興
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	補助金を活用して創業した件数及び存続の把握

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	4,680千円	3,329千円	12件
令和4年度	4,680千円	3,258千円	18件
令和3年度	4,680千円	3,516千円	13件
令和2年度	4,680千円	3,497千円	16件
令和元年度	4,680千円	3,082千円	6件

（出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成）

（iii）監査の結果

1）補助金に係る消費税の仕入控除税額の取扱いについて（意見番号32）

市の交付する補助金等は、交付先の事業者にとって消費税が課されない不課税収入に該当する一方、補助金等を利用した支出が消費税の課税対象である場合で補助金等の交付先が課税事業者の場合、仕入税額控除を受けることで消費税の負担が軽減される。

この点、経済産業省大臣官房会計課が公表している「補助事業事務処理マニュアル」に、消費税仕入控除税額が確定し、補助事業者からの報告を受けた場合には、当該消費税仕入控除額税額に係る補助金の返還を命じる旨記載されている。

補助金の交付額が小さい場合は、事務負担も考えて返還等を求めることを省略する可能性もあるが、補助金交付先が課税事業者の場合、仕入税額控除を受けることによる利得分を市に返還するように請求できる取扱いについて交付要綱において定めることが望まれる。

また、消費税の確定申告終了後、補助事業において支払った消費税に対して補助金を交付している場合、補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しているか否かの報告を受け、発生していない場合はその理由を確認することが望まれる。

④ 青果食料品小売商業組合連合会補助金（個別監査対象 No. 15）

（i）補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、青果食料品小売業の振興及び発展に寄与する事業である。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 38】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	該当無し
本補助制度の開始年度	昭和 62 年度（令和 5 年度をもって終了）
補助金の性質	事業費補助
補助対象経費の概要	定め無し
補助率・補助額	定め無し
期待する効果	市民に対して青果食料品小売店の認知度向上
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法 （効果指標を設定していない場合）	青果食料品小売業の振興及び継続

補助金の交付状況（千円、件）	当初予算額	決算額	交付件数
令和 5 年度	100 千円	100 千円	1 件
令和 4 年度	129 千円	100 千円	1 件
令和 3 年度	129 千円	129 千円	1 件
令和 2 年度	129 千円	129 千円	1 件
令和元年度	129 千円	129 千円	1 件

（出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成）

(iii) 監査の結果

該当なし（令和 5 年度をもって補助制度廃止）。

(6) 生活福祉課

生活福祉課が、令和5年度において実施した主な補助金等事業は以下のとおりである。本監査業務では、このうち2件の補助金及び1件の負担金を個別監査対象としている。

(i) 補助金事業

【図表 39】 補助金事業一覧

補助金名	支出額	監査対象
更生保護女性会補助金	59,000 円	
司法保護司会補助金	287,000 円	
民生委員児童委員協議会補助金	1,113,000 円	①
遺族会運営補助金	517,000 円	
防犯カメラ設置補助金	400,000 円	②

(出所：「R5 予算執行状況一覧表 (補助金等)」に基づき、監査人が作成)

(ii) 負担金事業 (支出額が年間 10 万円を超えるもの)

【図表 40】 負担金事業一覧

負担金名	支出額	監査対象
ホームレス巡回相談指導事業負担金	268,000 円	
一時生活支援事業負担金	520,000 円	
泉南警察署管内防犯協会負担金	1,156,847 円	③

(出所：「R5 予算執行状況一覧表 (補助金等)」に基づき、監査人が作成)

① 民生委員児童委員協議会補助金 (個別監査対象 No. 16)

(i) 補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、泉南市における民生委員児童委員相互の連絡調整と社会奉仕の精神の高揚に努め、他の関係行政機関及び諸団体と提携し、地域社会の福祉増進に寄与することを目的として実施する事業である。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 41】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠 (法令、要綱等)	泉南市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	昭和 31 年度
補助金の性質	事業費補助

補助対象経費の概要	会議費、研修費、需用費、印刷製本費、通信運搬費、旅費、その他事業実施に必要な経費
補助率・補助額	1,113,000円（定額補助）
期待する効果	地域社会の福祉増進に寄与すること
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	実績報告の内容を精査することにより評価

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	1,113千円	1,113千円	1件
令和4年度	1,113千円	1,113千円	1件
令和3年度	1,013千円	1,116千円	1件
令和2年度	1,013千円	1,013千円	1件
令和元年度	1,013千円	1,013千円	1件

（出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成）

（iii）監査の結果

1）立替金の精算について（結果番号1）

泉南市民生委員児童委員協議会の事務局業務について市が行っており、当協議会の帳簿及び関連証憑を閲覧したところ、会員が立替えた経費に係る請求書について、業者からの請求書や領収書といった実際に立替えられたことが確認できる証憑の添付がないものがあつた。

このように、対象経費についての証憑を入手せずに、立替金の精算を行っていれば、補助対象外経費や架空の経費に対する補助金の支出といった、不適切な補助金執行が看過されてしまう恐れがある。

立替金の精算については、立替えが確認できる証憑の添付を求める必要がある。

2）補助金交付先団体の事務局業務の実施について（意見番号33）

泉南市民生委員児童委員協議会の事務局業務を市の所管課職員が行っている。

しかしながら、補助金交付先の団体の事務を当該補助金の所管課の職員が担当することは、補助金の交付元と交付先が同一とみなされ対外的に疑念を抱かせる要因となるとともに、不適切な補助金執行の温床となる恐れもある。

したがって、泉南市民生委員児童委員協議会の事務局業務を市が引き続き行う場合、補助金交付業務を担当している職員以外の者が事務局業務を担う等対策を講じることが望まれる。

3) 補助対象経費及び財源区分の明確化について（意見番号 34）

泉南市民生委員児童委員協議会の帳簿及び関連証憑を閲覧したところ、研修費として「管外研修 1,017,470 円」の計上、及び「泉南市民生委員児童委員協議会積立金 2,187,331 円」の積立てを確認した。なお、当積立金は、補助金交付決定額の添付書類として求められている収支決算書、補助事業実績報告書とは別会計で管理されていた。

この管外研修は研修費として会計処理されているものの、工場見学や寺社巡りを行っているものであり、実態としては「補助金に関するガイドライン」で補助対象外とされている「会員相互の親睦・交流経費」に該当する可能性がある。また積立金についても、当初の積立の目的は不明とのことであるが、「補助金に関するガイドライン」で「積立金・預金」は補助対象外とされている。

4. 補助金の基準

(2) 補助対象経費や補助額の設定が適切であること

②補助対象経費が適切であること

・補助目的に照らして、市が負担する範囲として適切なものとしてください。

※下記の経費については、補助対象外としてください。

- ・食糧費
- ・交際費（慶弔費・見舞金等）
- ・積立金・預金
- ・会員相互の親睦・交流経費
- ・補助事業と直接関係しない経費

（出所：補助金に関するガイドライン）

この点担当課に確認したところ、上記研修費は各民生委員に対し、大阪府から交付される民生委員活動費負担金約 720 万円を原資としたものであり、市からの補助金約 110 万円が原資ではないと解しているとのことであった。また上記積立金についても、同じく民生委員活動費負担金を活用して開催する予定であった研修や総会がコロナ禍で中止となったことにより、支出が発生しなかったものが原資であり、市からの補助金が原資ではないと解しているとのことであった。

しかし、以下のとおり「泉南市民生児童委員協議会補助金交付要綱」上、補助対象経費が泉南市民生委員児童委員協議会で発生する経費と同様のものであり、収支決算書、補助事業実績報告書では、協議会で発生した各費用や積立金に対する原資が明確にされていなかったことから、補助対象経費の見直しや収支決算書等の作成においては、用途や原資が明確にわかるよう作成すべきである。

(補助対象経費)

第3条 協議会が、前条に掲げる事業に要する経費のうち、下記の経費に対して補助する。

- (1) 会議費
- (2) 研修費
- (3) 需用費
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信運搬費
- (6) 旅費
- (7) その他事業実施に必要な経費

(出所：泉南市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱)

このように管外研修や積立金の原資が不明確な状況では、市民から補助の適正性に疑念を抱かれる可能性があるため、「補助金に関するガイドライン」及び補助金の交付対象経費とすることについて市民の理解が得られるかをふまえて、「泉南市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱」において、市からの補助金の補助対象経費の範囲を明確にした上で、補助金交付決定額の添付書類として求められている収支決算書、補助事業実績報告書において各費用等の財源の報告を求めることが望まれる。

② 防犯カメラ設置補助金（個別監査対象 No. 17）

(i) 補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、街頭犯罪の抑止及び市の区域内の街頭犯罪認知件数の更なる減少を図るため、防犯カメラを新たに設置する区等を補助することを目的とする事業である。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 42】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	泉南市防犯カメラ設置補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	平成 25 年度
補助金の性質	事業費補助
補助対象経費の概要	防犯カメラ及び録画装置等防犯カメラと一体として機能する機器の購入費及び設置に関する工事費
補助率・補助額	補助対象経費の 2 分の 1（ただし 1 台につき 10 万円が限度）。一つの区等の補助に対し 40 万円を限度とすること

期待する効果	街頭犯罪の抑止及び市の区域内の街頭犯罪認知件数の更なる減少及び犯人検挙率の向上
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	大阪府警察公開年間犯罪認知件数及び検挙件数の推移の把握

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	500千円	400千円	1件
令和4年度	—	—	—
令和3年度	200千円	200千円	1件
令和2年度	—	—	—
令和元年度	—	—	—

(出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成)

(iii) 監査の結果

該当なし。

③ 泉南警察署管内防犯協会負担金（個別監査対象 No. 負一5）

(i) 負担金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、泉南警察署管内防犯協会に対して、泉南警察署管内にある防犯関係団体の行う総合防犯対策の樹立とその連絡調整を行うとともに、民警一体となって施策を積極的に指導を推進し、明るい社会の建設に寄与することを目的として、同協会の運営費について泉南警察署管内である阪南市、岬町とともに負担金を支出する事業である。

(ii) 監査の結果

1) 負担金に関する協議内容の明文化について（意見番号 35）

泉南警察署管内防犯協会会則第 16 条に「この会の運営に要する経費は、助成金、寄附金その他の収入をもってこれに充てる。」と規定されており、それをもとに泉南警察署管内にある泉南市、阪南市、岬町の 2 市 1 町で協議し、泉南警察署管内防犯協会から提出された予算書に記載された支出額のうち活動費を 2 市 1 町で按分して負担している。なお、実績額による負担金の返還等が行われていない。

また、下表のとおり当該予算書における予算額は実績額と乖離が大きくなっており、次年度以降の負担金の額についての検証ができていない。

【図表 43】 令和 5 年度収支及び令和 6 年度予算の状況

(単位:円)

収入 科目	令和 5 年度			令和 6 年度
	予算額	収入済額	予算額- 収入済額	予算額
前年度繰越金	1,028,602	1,028,602	0	1,406,940
泉南市助成金	1,156,847	1,156,847	0	1,143,108
阪南市助成金	1,044,543	1,044,543	0	1,028,738
岬町助成金	515,630	515,630	0	508,709
泉南金融機関防犯協会	67,000	67,000	0	67,000
泉南警備業連絡会	10,000	10,000	0	10,000
泉南火薬類防犯部会	9,000	9,000	0	9,000
雑収入	10,000	2,113	7,887	10,000
収入合計	3,841,622	3,833,735	7,887	4,183,495

支出 科目	令和5年度			令和6年度
	予算額	支出済額	予算額- 支出済額	予算額
会議費	150,000	0	150,000	150,000
消耗費	450,000	136,916	313,084	450,000
通信費	50,000	0	50,000	50,000
分担費	160,000	160,000	0	160,000
備品	70,000	23,800	46,200	70,000
雑費	50,000	7,865	42,135	50,000
慶弔費	40,000	15,000	25,000	40,000
賃費	0	0	0	0
事務費計	970,000	343,581	626,419	970,000
研究調査費	0	0	0	0
旅費	70,000	4,040	65,960	70,000
報償費	0	0	0	0
広報資料費	1,231,000	520,664	710,336	1,231,000
地区活動費	1,359,000	1,358,511	489	1,341,000
活動諸費	0	0	0	0
予備費	11,622	0	11,622	371,495
大会等積立金	200,000	200,000	0	200,000
活動費計（負担金対象）	2,871,622	2,083,215	788,407	3,213,495
支出合計	3,841,622	2,426,796	1,414,826	4,183,495

次年度繰越金	0	1,406,939	0
--------	---	-----------	---

当年度発生余剰金	378,337
----------	---------

（出所：令和5年度決算書及び令和6年度予算書に基づき、監査人が作成）

この要因として、負担金の対象となる費用が、泉南警察署管内防犯協会会則に規定されておらず、また2市1町の協議内容が明文化されていないことによるものと考えられる。

したがって、2市1町で対象費用の明確化について協議し、その協議内容を明文化することで、実際の支出額により負担金を精算する等の対応を検討することが望まれる。

2) 負担金対象経費の明確化について（意見番号 36）

通常負担金の対象と想定されない慶弔費（事務費）、予備費、大会積立金についても実質負担金により負担されている。

慶弔費は実質的に交際費の一種であること、大会積立金は泉南警察署管内防犯協会設立の周年記念式典開催のために積み立てているもので、会員相互の親睦・交流経費が過半であると考えられる。

したがって、今後2市1町の協議において、負担金の対象とする経費の範囲について明確にすることが望まれる。

3) 余剰金及び大会積立金の取扱いについて（意見番号 37）

泉南警察署管内防犯協会では、令和5年度末時点で次年度繰越金1,406,940円、及び大会積立金1,445,577円を保有している。

大会積立金は記念式典等の開催のために積み立てているものの、上記のとおり会員相互の親睦・交流経費と考えられる側面がある。

したがって、2市1町の協議において、泉南警察署管内防犯協会に対して、大会開催の必要性の検討の上、積立金の取崩しの要否を検討することを求めるとともに、次年度の繰越金及び大会積立金の状況を考慮した負担金の返還や翌年度の負担金の減額等の措置の検討を求めることが望まれる。

4) 補助金交付先団体の事務局業務の実施について（意見番号 38）

泉南警察署管内防犯協会の事務局業務は管内の2市1町の持ち回りで行い、泉南市担当の際には泉南警察署管内防犯協会負担金の所管課職員が行っている。

しかし、補助金交付先の団体の事務を当該補助金の所管課の職員が担当することは、補助金の交付元と交付先が同一とみなされ対外的に疑念を抱かせる要因となるとともに、不適切な補助金執行の温床となる恐れもある。

したがって、泉南警察署管内防犯協会の事務局業務を市が引き続き行う場合、補助金交付業務を担当している職員以外の者が事務局業務を担う等対策を講じることが望まれる。

(7) 長寿社会推進課

長寿社会推進課が、令和5年度において実施した主な補助金等事業は以下のとおりである。

本監査業務ではこの3件の補助金を個別監査対象としている。

(i) 補助金事業

【図表 44】 補助金事業一覧

補助金名	支出額	監査対象
社会福祉協議会補助金	50,504,170 円	①
老人クラブ運営費補助金	3,324,000 円	
シルバー人材センター運営費補助金	13,400,000 円	②
小地域ネットワーク推進事業補助金	13,629,000 円	③
社会福祉法人等利用者負担額軽減措置事業補助金	1,459,000 円	
介護施設等の整備に関する事業補助金	3,820,000 円	

(出所：「R5 予算執行状況一覧表 (補助金等)」に基づき、監査人が作成)

(ii) 負担金事業 (支出額が年間 10 万円を超えるもの)

【図表 45】 負担金事業一覧

負担金名	支出額	監査対象
広域福祉共同処理事務事業負担金	27,595,775 円	

(出所：「R5 予算執行状況一覧表 (補助金等)」に基づき、監査人が作成)

① 社会福祉協議会補助金 (個別監査対象 No. 18)

(i) 補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、地域福祉の中核を担う団体である社会福祉法人泉南市社会福祉協議会が実施している一般運営事業、ボランティアセンター運営事業、日常生活自立支援事業、地区福祉委員会活動事業への補助を行うことで、地域社会における福祉の向上を図ることを目的として実施する事業である。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 46】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	社会福祉法第 6 条、第 58 条第 1 項、第 109 条第 1 項 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人泉南市社会福祉協議会補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	昭和 54 年度
補助金の性質	団体運営補助
補助対象経費の概要	法人運営、対象事業に要する人件費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等
補助率・補助額	補助金の額は、市長が予算の範囲内で定めるもの
期待する効果	地域福祉を推進する中核的な団体として様々な福祉活動を通して、泉南市民が安心して暮らすことができるまちづくりに貢献すること
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	各年度毎に提出される事業実施報告・決算書より、事業内容を確認

補助金の交付状況（千円、件）	当初予算額	決算額	交付件数
令和 5 年度	52,735 千円	50,504 千円	1 件
令和 4 年度	51,728 千円	44,334 千円	1 件
令和 3 年度	44,942 千円	32,206 千円	1 件
令和 2 年度	39,521 千円	42,267 千円	1 件
令和元年度	38,615 千円	36,755 千円	1 件

（出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成）

（iii） 監査の結果

1) 団体運営補助金交付の必要性及び交付額について（意見番号 39）

「社会福祉法人泉南市社会福祉協議会補助金交付要綱」では、補助金交付対象事業、及び補助金の交付額は以下のように規定されている。

<p>（補助事業等）</p> <p>第二条 この補助金の対象事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）一般運営事業</p> <p>（2）ボランティアセンター運営事業</p> <p>（3）日常生活自立支援事業</p> <p>（4）地区福祉委員会活動事業</p>
--

(補助金の交付額)

第三条 補助金の額は、予算の範囲内とする。

(出所：社会福祉法人泉南市社会福祉協議会補助金交付要綱)

上記の「予算の範囲」は、社会福祉法人泉南市社会福祉協議会から提出された予算額を基に設定されている。

補助金は永続的に交付することを想定するものではなく、自立性を高める取組を行う必要があることから、「補助金に関するガイドライン」では、「団体運営補助については、原則として、補助対象となる具体的な目的・用途を明確にした事業費補助へ切り替えてください。」としているが、社会福祉法人泉南市社会福祉協議会補助金の補助対象事業である一般運営事業の補助内容は実質的には団体運営補助である。

また、泉南市社会福祉協議会は余剰金と言える内容の令和5年度末残高は以下のとおりであり、令和5年度末における余剰金残高は、令和5年度における当該補助金額の2倍以上と多額になっている。

【図表 47】 令和5年度末の余剰金残高一覧

科目名	令和5年度末残高
次期繰越活動増減差額	5,008,944 円
福祉基金積立資産	54,927,306 円
ボランティア基金積立資産	3,168,293 円
福祉大会事業積立資産	2,883,763 円
運用財産積立資産	9,586,084 円
備品購入積立資産	22,656,978 円
事業運営積立資産	9,213,117 円
災害救援活動積立資産	5,000,800 円
合計	112,445,285 円

(出所：令和5年度事業実施報告・決算書に基づき、監査人が作成)

この点、市の「補助金に関するガイドライン」では、以下のとおり余剰金の多寡により補助金の必要性や減額措置について検討することが求められている。

4. 補助金の基準

(3) 市の補助金が必要不可欠であること

②多額の余剰金を有していないこと

- ・余剰金の有無により、補助額が適正であるか確認してください。
- ・既存の補助金について、前年度繰越金が対補助金比 100%以上の場合は、補助金の

交付停止措置を検討してください。

・同じく前年度繰越金が対補助金比 50%以上の場合は、補助金の交付減額措置を検討してください。

(出所：補助金に関するガイドライン)

したがって、補助交付額を決定する際には、交付先団体の策定する予算額のみではなく、上記余剰金を加味し、補助金交付の必要性や補助金額の減額について慎重に検討することが望まれる。また、社会福祉協議会の自主財源の確保及び効率的な運営を行う努力が十分になされているかの検証は必要であり、今後の自己収入確保の方向性について、市と社会福祉協議会が連携して検討していくことが望まれる。

2) 補助対象経費の妥当性について (結果番号2)

「社会福祉法人泉南市社会福祉協議会補助金交付要綱」では、補助金交付対象経費は以下のとおり規定されており、補助対象事業の詳細は規定されているものの、一般運営事業を除いて補助対象とする経費の科目や内容は具体的に規定されていない。

補助対象事業	補助対象事業内訳
一般運営事業	法人運営事業・ボランティア活動事業・小地域ネットワーク活動・福祉サービス利用援助事業に係る人件費
ボランティアセンター運営事業	ボランティア啓発事業、登録あつせん事業、各種講座、関係機関との連携(交流等)事業
日常生活自立支援事業	関係機関との連絡調整会議等の開催、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス事業、財産保全サービス事業
地区福祉委員会活動事業	市内9地区福祉委員会による地域福祉活動事業

(出所：社会福祉法人泉南市社会福祉協議会補助金交付要綱)

そのような中で、補助金に係る実績報告書として提出された「令和5年泉南市社会福祉協議会 補助金精算書補助対象経費」をもとに補助金が交付されているが、当実績報告書には、同要綱及び「補助金に関するガイドライン」により、補助対象経費とすることが適切でないと考えられる以下のものが含まれていた。なお、退職積立金については、過去に同協議会と所管課で年間積立金額を協議の上設定したものであるが、算定根拠は不明であり、同要綱への規定もない。

【図表 48】 補助対象経費として適切でないと考えられるもの（令和5年度）

事業名	科目名	金額	適切でないと考えられる理由
一般運営事業	福利厚生費支出	211,493 円	決算書において人件費支出の科目ではなく、要綱に記載の補助対象経費ではない
	旅費交通費支出	136,400 円	
	退職積立金	3,240,000 円	
	研修費等支出	4,500 円	
	負担金支出	285,000 円	
ボランティアセンター運営事業	助成金支出	94,200 円	他団体へ助成金を交付するものであり要綱の趣旨に反すると思われる
	経理区分間繰入金支出	147,652 円	同事業以外に繰入れられており同事業の経費ではなく要綱に反している
日常生活自立支援事業	備品購入積立支出	500,000 円	「補助金に関するガイドライン」で補助対象外とされている
地区福祉委員会運営費	助成金支出	773,000 円	他団体へ助成金を交付するものであり要綱の趣旨に反すると思われる

（出所：令和5年度泉南市社会福祉協議会補助金精算書に基づき、監査人が作成）

「社会福祉法人泉南市社会福祉協議会補助金交付要綱」において、一般運営事業を除いて補助対象とする経費の科目や内容は具体的に定めた上で、当該要綱に従い、補助対象経費部分についてのみ適切に補助金を交付すべきである。

3) 事業実績報告の妥当性の検証について（意見番号 40）

社会福祉法人泉南市社会福祉協議会補助金は、補助事業の実績報告として「令和5年泉南市社会福祉協議会 補助金精算書補助対象経費」等の提出を受け、当実績報告をもって補助額を確定している。

しかし、たとえば一般運営事業の補助対象経費は人件費支出であり、通常運営に係る人員の人件費支出、及び兼務している人員については運営への従事比率に応じて按分された人件費支出が同事業の実績報告として提出されるべき数値と考えられるが、上記「2) 補助対象経費の妥当性について（結果番号 2）」に記載のとおり、同実績報告には人件費支出以外の内容を含んでいる。また、以下のとおり職員給料支出がないにもかかわらず職員諸手当支出、及び職員賞与支出のみ計上されているものや、一般的には15%～20%となると想定される法定福利費率が異常な数値となっているものがあり、補

助額の算定根拠となっている同実績報告の数値の妥当性については疑問がある。

【図表 49】 令和 5 年度の支出内容（実績）

（単位：円）

一般運営事業	法人運営事業	ボランティア 活動事業	小地域ネット ワーク活動	福祉サービス 利用援助事業	計
職員給料支出	9,909,300	0	0	4,673,439	14,582,739
職員諸手当支出	2,837,708	184,327	607,295	1,593,895	5,223,225
職員賞与支出	4,675,236	319,080	1,161,971	4,395,389	10,551,676
法定福利費支出	4,433,037	499,982	606,177	2,064,013	7,603,209
福利厚生費支出	48,772	18,611	26,557	2,749,928	2,843,868
旅費交通費支出	136,400	0	0	240,000	376,400
退職積立金	3,000,000	0	0	117,553	3,117,553
研修費等支出	4,500	0	0	0	4,500
負担金支出	285,000	0	0	0	285,000
計	25,329,953	1,022,000	2,402,000	15,834,217	44,588,170
法定福利费率※	25.4%	99.3%	34.3%	19.4%	25.0%

※ 法定福利费率は、法定福利費支出÷（職員給料支出＋職員賞与支出）で算出している。

（出所：令和 5 年度泉南市社会福祉協議会補助金精算書に基づき、監査人が作成）

この点、現在まで、市の所管課では、実績報告に係る人件費や経費の内容、金額や各事業への経費の按分比率の妥当性の検証を行ったことはない。

このように、実績報告に係る経費の内容の妥当性についての検証が不十分で、報告内容に疑問が残る状態では、補助対象外経費や架空の経費に対する補助金の支出といった不適切な補助金執行が看過されてしまう恐れがある。

したがって、実績報告に対して、各事業の従事者の給与台帳、領収書等や各事業への経費の按分に関連する証憑等を入手すること等により、補助金の実績報告の妥当性を検証することが望まれる。

4）補助金に係る消費税の仕入控除税額の取扱いについて（意見番号 41）

市の交付する補助金等は、交付先の事業者にとって消費税が課されない不課税収入に該当する一方、補助金等を利用した支出が消費税の課税対象である場合で補助金等の交付先が課税事業者の場合、仕入税額控除を受けることで消費税の負担が軽減される。

この点、経済産業省大臣官房会計課が公表している「補助事業事務処理マニュアル」に、消費税仕入控除税額が確定し、補助事業者からの報告を受けた場合には、当該消費税仕入控除税額に係る補助金の返還を命じる旨記載されている。

補助金の交付額が小さい場合は、事務負担も考えて返還等を求めることを省略する可能性もあるが、社会福祉法人泉南市社会福祉協議会への補助金は泉南市社会福祉協議会補助金も含めて交付額は多額である。

そのため、消費税の確定申告終了後、補助事業において支払った消費税に対して補助金を交付している場合、補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しているか否かの報告を受け、発生していない場合はその理由を確認することが望まれる。

また、泉南市社会福祉協議会補助金のように、補助金の交付額が多額となることが想定される補助金については、要綱にも、消費税の確定申告終了後、速やかに上記報告を行う旨を規定することが望まれる。

5) 補助金の交付対象及び業務の委託対象の整理について（意見番号 42）

社会福祉法人泉南市社会福祉協議会へは、以下のとおり複数の補助金が交付されており、また大阪府社会福祉協議会や泉南市からの業務も受託しているが、その対象経費の重複の有無や、補助事業と委託事業の区分について明確に整理されていない。

このような状況では、委託業務に関連する経費等の補助対象経費以外の経費に誤って補助金が交付されてしまう恐れがあると同時に、そのような対象経費の重複が発生していないことについての対外的な説明が困難になる恐れがある。

したがって、補助金交付対象業務及び委託業務の対象範囲に重複がないことを確認した上で、事業や業務の実施主体を確認し、補助金を交付すべき業務と委託すべき業務の区分について整理することが望まれる。

【図表 50】 泉南市社会福祉協議会の補助金収入・受託金収入の発生状況（令和5年度）

（単位：円）

科目名	法人運営事業	ボランティア活動事業	地区福祉委員会活動推進事業	福祉サービス利用援助事業
経常経費補助金収入				
市補助金収入	28,951,000	5,721,000	10,804,000	20,888,000
一般運営費補助金収入	25,951,000	1,022,000	2,402,000	17,444,000
ボランティアセンター運営費補助金収入	0	1,699,000	0	0
小地域ネットワーク推進事業費補助金収入	3,000,000	3,000,000	7,629,000	0
日常生活自立支援事業費補助金収入	0	0	0	3,444,000
地区福祉委員会運営補助金収入	0	0	773,000	0
助成金収入	0	55,183	0	0
大阪府福祉基金助成金収入	0	15,183	0	0
その他の助成金収入	0	40,000	0	0
受託金収入				
府社協受託金収入	0	0	0	8,214,000
日常生活自立支援事業受託金収入	0	0	0	8,214,000
市受託金収入	159,500	552,000	0	0
ボランティア対策事業受託金収入	0	552,000	0	0
障害認定調査業務受託金収入	159,500	0	0	0

（出所：「法人本部拠点区分 資金収支明細書」より泉南市社会福祉協議会補助金、及び小地域ネットワーク推進事業補助金の対象事業のうち一部科目を抜粋して監査人が作成）

② シルバー人材センター運営費補助金（個別監査対象 No. 19）

（i）補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、高齢者の就業機会の確保及び増大並びに高齢者福祉の増進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、高齢者へ職業紹介、派遣や技能講習等の事業を実施している公益社団法人泉南市シルバー人材センターを支援する事業である。

（ii）補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 51】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条、第36条、第37条 泉南市シルバー人材センター補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	平成3年度
補助金の性質	団体運営補助
補助対象経費の概要	法人運営に要する人件費、旅費、借上料、研修費等
補助率・補助額	補助金の額は、市長が予算の範囲内で定めるもの
期待する効果	高齢者の就業支援・社会参加を促し、地域の発展に寄与すること
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	各年度毎に提出される実績報告書より、事業内容等を確認

補助金の交付状況（千円、件）	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	13,400千円	13,400千円	1件
令和4年度	13,400千円	13,400千円	1件
令和3年度	13,400千円	13,400千円	1件
令和2年度	13,400千円	13,400千円	1件
令和元年度	13,400千円	13,400千円	1件

（出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成）

（iii）監査の結果

1) 市の要綱に基づかない補助金の交付について（結果番号3）

シルバー人材センター運営費補助金の交付対象経費及び交付額については、「泉南市シルバー人材センター補助金交付要綱」第2条及び別表に規定されている。

(補助金の対象及び額)

第2条 補助金は、センターの定款に規定する事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるものについて交付する。

2 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定めるものとし、分割して交付するものとする。

別表

大科目	中科目	小科目	摘要
管理費	人件費	職員基本給	経理事務委託費に限る
		職員諸手当	
		職員共済費	
	運営費	役員旅費	
		職員旅費	
		費用弁償	
		会議費	
		職員厚生費	
		会員共済費	
		借上料	
		負担金	
		委託費	
		会員技能	
		訓練費	
事業費	研修費	職員研修費	
		研修諸謝金	
		退職手当	
特定預金支出	特定預金支出	引当預金支出	

(出所：泉南市シルバー人材センター補助金交付要綱)

しかしながら、実際の市が交付する補助金の額の算定に際しては、市の要綱にしたがっておらず、国庫補助金の対象経費と同じ経費を対象に補助金額を算定している。

この点、国庫補助金の補助対象経費と市の要綱で規定した補助対象経費は以下のとおり異なることから、補助金が過大に交付されている可能性がある。なお、市の要綱で規定した科目名は、シルバー人材センターが提出した決算書や収支予算書等と整合しておらず、同じ内容と思われるものについて下表で網掛けしており、それをもとにあるべき補助金額を算定している。

【図表 52】 令和 5 年度の支出及び補助内容

(単位：円)

		国庫補助金		泉南市	要綱どおりに算定した補助金支給額
運営費	国庫補助対象経費①	基準額	補助金支給額②	補助金支給額	①-②
人件費	3,485,236	2,800,000	2,800,000	200,000	500,569
職員基本給	1,900,371		1,500,000	100,000	400,371
職員特別給与	782,026		600,000	100,000	—
職員諸手当	233,692		200,000	0	33,692
社会保険料	430,320		400,000	0	30,320
法定福利費	9,916		0	0	9,916
福利厚生費	2,641		0	0	—
職員退職給与引当	8,357		0	0	8,357
退職金掛金	117,913		100,000	0	17,913
管理費	4,418,785		2,942,000	2,942,000	503,000
旅費	6,449	5,000		0	1,449
備品費	90,000	40,000		40,000	—
消耗品費	62,048	53,000		3,000	—
会議費	3,315	0		0	3,315
印刷製本費	116,712	100,000		0	—
通信運搬費	146,257	108,000		18,000	—
光熱水料	73,088	60,000		0	—
公租公課	0	0		0	—
借料及び損料	393,837	300,000		60,000	93,837

			国庫補助金	泉南市	要綱どおりに算定した補助金支給額
	保険料	0	0	0	—
	諸謝金（基本給）	1,398,633	1,150,000	10,000	—
	諸謝金（特別給与）	296,441	100,000	10,000	—
	諸謝金（諸手当）	242,422	89,000	0	—
	賃金（基本給）	107,564	50,000	0	—
	賃金（特別給与）	0	0	0	—
	賃金（諸手当）	1,700	0	0	—
	社会保険料	299,319	150,000	0	—
	法定福利費	6,633	5,000	0	—
	福利厚生費	2,879	0	0	—
	職員退職給与引当	0	0	0	0
	退職金掛金	40,626	30,000	0	10,626
	研修費	0	0	0	—
	訓練委託費	0	0	0	—
	雑益務費	1,130,862	702,000	362,000	—
事業費					
	高齢者活用・現役世代雇	26,463,070	7,658,000	12,697,000	467,845
	旅費	32,893	10,000	10,000	—
	備品費	0	0	0	—
	消耗品費	208,283	60,000	100,000	—
	会議費	12,469	0	0	—
	印刷製本費	439,061	140,000	250,000	—

			国庫補助金		泉南市	要綱どおりに算定した補助金支給額
	通信運搬費	463,163		140,000	250,000	—
	光熱水料	274,945		80,000	160,000	—
	公租公課	0		0	0	—
	借料及び損料	1,481,572		250,000	500,000	—
	保険料	0		0	0	—
	諸謝金（基本給）	12,410,538		3,771,000	5,270,000	—
	諸謝金（特別給与）	4,057,091		1,200,000	2,400,000	—
	諸謝金（諸手当）	1,791,095		500,000	1,000,000	—
	賃金（基本給）	404,644		120,000	200,000	—
	賃金（特別給与）	0		0	0	—
	賃金（諸手当）	6,392		2,000	2,000	—
	社会保険料	2,744,831		800,000	1,420,000	—
	法定福利費	62,255		20,000	20,000	—
	福利厚生費	20,759		5,000	5,000	—
	職員退職給与引当	31,437		10,000	10,000	21,437
	退職金掛金	596,408		150,000	300,000	446,408
	研修費	0		0	0	0
	訓練委託費	0		0	0	0
	雑益務費	1,425,234		400,000	800,000	—
合計		34,367,091	13,400,000	13,400,000	13,400,000	1,077,641

□：泉南市シルバー人材センター補助金交付要綱で補助対象経費と規定された科目又は同様の内容の科目

（出所：国庫補助金精算額調書（合計）、支出予定額内訳書）

「泉南市シルバー人材センター補助金交付要綱」にしたがって補助金を交付する必要がある。国の補助金の補助対象経費と同じになるように市の補助対象経費を明確化するとともに、またあわせて、「泉南市シルバー人材センター補助金交付要綱」にしたがって補助金が交付されていることを事後的に検証できるよう、シルバー人材センターの決算書や収支予算書等については、市の要綱における科目名との関連性について、明確に整理することが望まれる。

2) 余剰金が発生している団体への補助金の交付について（結果番号4）

泉南市シルバー人材センターへは国庫補助金が交付されており、それに加えて団体の運営を補助するために市としても補助金を交付している。

しかし、「補助金に関するガイドライン」において、以下の規定がある。

4. 補助金の基準

(2) 補助対象経費や補助額の設定が適切であること

②補助対象経費が適切であること

・補助目的に照らして、市が負担する範囲として適切なものとしてください。

※下記の経費については、補助対象外としてください。

- ・食糧費
- ・交際費（慶弔費・見舞金等）
- ・積立金・預金
- ・会員相互の親睦・交流経費
- ・補助事業と直接関係しない経費
- ・その他社会通念上公金で賄うことが相応しくない経費

③補助額の設定が適切であること

・国や大阪府の補助事業等の制度補助は、法令等に基づく定率・定額の補助のみとしてください。原則として、市単独による継ぎ足し・横出し補助は、実施しません。

(3) 市の補助金が必要不可欠であること

②多額の余剰金を有していないこと

- ・余剰金の有無により、補助額が適正であるかを確認してください。
- ・既存の補助金について、前年度繰越金が対補助金比 100%以上の場合は、補助金の交付停止措置を検討してください。
- ・同じく、前年度繰越金が対補助金比 50%以上の場合は、補助金の交付減額措置を検討してください。

(出所：補助金に関するガイドライン)

また、「泉南市シルバー人材センター補助金交付要綱」第5条では、以下のように規定されている。

(補助金の条件)

第5条 補助金の交付決定にあたり、次の条件を付するものとする。

補助金は、第2条第1項に定める経費以外には使用しないこと。

- (1) 事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、予め市長の承認を得ること。
- (2) 事業が著しく停滞し、又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 事業に係る収入及び支出を常に明らかにしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を当該年度終了後5年間保存すること。
- (4) 補助金に残額が生じたときは、その残額を返還すること。**

(出所：泉南市シルバー人材センター補助金交付要綱 (太字下線で監査人が強調))

この点、令和5年度末時点において、泉南市シルバー人材センターの当期一般正味財産増減額は3,153,702円、一般正味財産期末残高は40,617,417円となっている。余剰金が多額に発生しているにもかかわらず、補助金の交付額が返還又は減額されていないことについて所管課に確認したところ、補助金が過多となっているわけではなく、補助金以外の歳入を含め、シルバー人材センター全体の歳入と歳出を比較した結果、余剰金が発生している、という認識であるとのことであった。

しかし、結果として実質「泉南市シルバー人材センター補助金交付要綱」で返還が求められている補助金の残額が、余剰金としてシルバー人材センターに積み立てられていることと同義となっている。仮にシルバー人材センターの運営上、将来的に多額の支出が必要になるのであれば、実際に当該支出が発生する時点で、当該支出に係る補助金の交付の要否及び必要額を別途検討した上で、必要な補助金を交付するべきである。

したがって、「補助金に関するガイドライン」、及び「泉南市シルバー人材センター補助金交付要綱」第5条の規定に従い、補助金の返還や減額を検討する必要がある。

3) 収支計算書の妥当性の検証について (意見番号43)

現在、補助対象経費の金額を把握するために入手している収支計算書について、支出額の内訳明細書は入手しているものの、給与台帳や領収書等との照合や、事業費や管理費への按分比率の妥当性の検証等を行うことにより、科目や金額の妥当性の検証は行っていない。

このように、実績報告に係る経費の内容の妥当性についての検証が不十分で、報告内容に疑問が残る状態では、補助対象外経費や架空の経費に対する補助金の支出といった

不適切な補助金執行が看過されてしまう恐れがある。

したがって、実績報告に対して、従事者の給与台帳、領収書等の証憑類を入手すること等により、補助金の実績報告の妥当性を検証することが望まれる。

③ 小地域ネットワーク推進事業補助金（個別監査対象 No. 20）

（i）補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、地域の高齢者、障害者及び子育て中の親子等の支援を必要とする人々が、自立及び安心した生活を送ることができるように、地域住民の参加と協力のもと、助け合い活動を、小学校区を単位とする地域で推進することを目的として、社会福祉法人泉南市社会福祉協議会が実施する個別援助（見守り・家事援助等）事業、グループ援助（地域サロン・子育て支援活動等）事業、地区福祉委員会（地域住民に対する広報啓発活動・関係機関連絡調整活動等）事業を支援する事業である。

（ii）補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 53】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	社会福祉法第6条、第58条第1項、第109条第1項 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例
本補助制度の開始年度	平成21年度
補助金の性質	事業費補助
補助対象経費の概要	対象事業に要する人件費、報償費、旅費、消耗品費、 印刷製本費、通信運搬費、賃借料、車両費等
補助率・補助額	補助金の額は、市長が予算の範囲内で定める。
期待する効果	地域の高齢者、障害者及び子育て中の親子等の支援を 必要とする人々が、自立及び安心した生活を送ること ができるように、地域住民の参加と協力のもと、助け 合える環境づくりに貢献すること
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を 設定していない場合）	各年度毎に提出される事業実施報告・決算書より、事 業内容を確認

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	13,629千円	13,629千円	1件
令和4年度	13,629千円	13,629千円	1件
令和3年度	13,629千円	13,013千円	1件
令和2年度	13,629千円	13,055千円	1件
令和元年度	13,629千円	13,629千円	1件

(出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成)

(iii) 監査の結果

1) 補助金の交付要綱について(結果番号5)

小地域ネットワーク推進事業補助金の交付要綱が作成されていない。

これは過去に大阪府が同様の補助金を交付していたが、交付が終了したことにより市が引き継いで交付しているため、とのことであるが、適正な補助金の交付には、交付対象とする事業、補助対象経費、交付額、交付に係る手続き等を明文化した要綱は必須である。

現に本補助金は名称上事業費補助と考えられるが、交付対象先団体から提出を受けているサービス区分別資金収支計算書を確認したところ、以下のとおりボランティア活動事業、及び地区福祉委員会活動推進事業だけでなく、法人運営事業にも本補助金が使用されていた。

また、地区福祉委員会活動推進事業については、賛助会費収入及び特別賛助会費収入として1,086,250円、会員会費還元金支出として1,086,250円が計上されている。この点、所管課が確認したところ、実際は会員に還元しているわけではなく、地区福祉委員会の活動費用に充てるために、地区福祉委員会に支出している、とのことであった。

【図表 54】令和 5 年度の収支状況

(単位：円)

科目名	法人運営事業	ボランティア 活動事業	地区福祉委員会 活動推進事業
会費収入			
賛助会費収入	0	0	1,038,250
特別賛助会費収入	0	0	48,000
経常経費補助金収入			
市補助金収入	3,000,000	3,000,000	7,629,000
小地域ネットワーク推進 事業費補助金収入	3,000,000	3,000,000	7,629,000
助成金支出			
助成金支出	0	0	1,086,250
会員会費還元金支出	0	0	1,086,250

(出所：「法人本部拠点区分 資金収支明細書」に基づき、監査人が作成)

したがって、市の補助金が会員会費の還元に充当されているという誤解を防止するため、地区福祉委員会の活動費用に充てるために地区福祉委員会に支出しているのであれば、その補助金の使用実態に合わせて社会福祉協議会の費用として適正な勘定科目で計上する必要がある。また、適正な補助金の交付のために、交付対象事業、交付対象経費及び交付手続き等を要綱として明文化する必要がある。

2) 補助金等の再補助について (意見番号 44)

小地域ネットワーク推進事業補助金のほか、社会福祉協議会補助金の地区福祉委員会運営費補助の 773,000 円を、社会福祉協議会から泉南市内にある 9 区の地区福祉委員会へ再補助を行っている。

この点、補助金は補助対象団体の実施する事業に対して交付するものであることから、原則として再補助は行うべきではないものの、事務の効率化等の理由から実務上再補助を行う場合がある。ただし、再補助を行う際には再補助先における補助金の使途を確認する必要があり、所管課では再補助先である各地区福祉委員会の実績報告書を入手していた。

しかしながら、各地区福祉委員会の実績報告書で支出内容を確認したところ、弁当や茶菓子等の飲食物、記念品と記載された商品代がほとんどであった。このような経費を補助対象経費とするか否かについて、現在は上記のとおり交付要綱が策定されていないため明確ではないものの、「補助金に関するガイドライン」では、食糧費、交際費、会員相互の親睦・交流経費は補助対象外とするように規定されている。

したがって、地区福祉委員会への再補助の必要性及び内容を改めて検証した上で必要があれば、「補助金に関するガイドライン」に基づき、再補助の対象経費を要綱等で明確化するとともに、再補助金額等の見直しを検討することが望まれる。

3) 事業実績報告の妥当性の検証について（意見番号 45）

小地域ネットワーク推進事業補助金は、補助事業の実績報告として「令和5年泉南市社会福祉協議会 決算書抄本」等の提出を受け、当実績報告をもって補助額を確定している。

しかし、現在まで、市の所管課では、実績報告に係る人件費や経費の内容、金額や各事業への経費の按分比率の妥当性の検証等を行ったことはない。

このように、実績報告に係る経費の内容の妥当性についての検証が不十分で、報告内容に疑問が残る状態では、補助対象外経費や架空の経費に対する補助金の支出といった、不適切な補助金執行が看過されてしまう恐れがある。

したがって、実績報告に対して、従事者の給与台帳、領収書等の証憑等を入手すること等により、補助金の実績報告の妥当性を検証することが望まれる。

(8) 保育子ども課

保育子ども課が、令和5年度において実施した主な補助金等事業は以下のとおりである。

本監査業務では、このうち3件の補助金及び1件の負担金を個別監査対象としている。

(i) 補助金事業

【図表 55】 補助金事業一覧

補助金名	支出額	監査対象
民間保育所等運営費補助金	105,736,400円	①
子ども・子育て支援補助金	15,700,540円	③
保育対策総合支援事業費補助金	25,073,000円	
認定こども園施設整備等補助金	297,056,000円	②
子ども・子育て支援補助金（新型コロナウイルス感染症対策事業）	8,692,000円	
保育対策総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策事業）	4,497,000円	

（出所：「R5 予算執行状況一覧表（補助金等）」に基づき、監査人が作成）

(ii) 負担金事業（支出額が年間10万円を超えるもの）

【図表 56】 負担金事業一覧

負担金名	支出額	監査対象
大阪府社会福祉協議会負担金	316,800円	④
小規模保育運営費負担金	71,410,760円	
広域入所施設型給付費等負担金	25,870,519円	
施設型給付費負担金	772,567,005円	
施設等利用給付費負担金	23,273,183円	
大阪府社会福祉協議会負担金	316,800円	

（出所：「R5 予算執行状況一覧表（補助金等）」に基づき、監査人が作成）

① 民間保育所等運営費補助金（個別監査対象 No. 21）

(i) 補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、市内における民間保育所等の保育・教育内容の充実をはかり、子どもの良質な成育環境を整える事業である。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 57】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	民間保育所等運営費補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	平成 27 年度
補助金の性質	事業費補助
補助対象経費の概要	給食提供費補助、3号児童加算補助、無償化事務補助、特別加算保育士補助、障害児保育事業補助、保育人材支援補助、安全対策補助、その他市町が必要と認める事業の実施に必要な人件費、消耗品費、備品購入費等
補助率・補助額	給食提供 月初利用人数 月額 3,000 円 3号加算 月初利用人数（3号認定） 月額 2,500 円 無償化事務 月初利用人数 月額 500 円 特別加配 定員 100 人以下 年額 2,520,000 円以内 定員 101 人以上 年額 5,040,000 円以内 障害児保育 障害児加配一人当たり月額 210,000 円 人材支援 年度末利用児童数 月額 500 円 安全対策 定員 100 人未満 年額 100,000 円 定員 100 人以上 年額 400,000 円 定員 120 人以上 年額 500,000 円 その他 市町が認める額
期待する効果	子どもの良質な成育環境を整えること
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	無し

補助金の交付状況（千円、件）	当初予算額	決算額	交付件数
令和 5 年度	119,508 千円	105,737 千円	9 件
令和 4 年度	118,840 千円	102,774 千円	7 件
令和 3 年度	140,436 千円	103,660 千円	7 件
令和 2 年度	155,088 千円	130,859 千円	7 件
令和元年度	122,374 千円	114,353 千円	7 件

（出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成）

(iii) 監査の結果

該当なし。

② 認定こども園施設整備等補助金（個別監査対象 No. 22）

（i）補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、保育・教育を必要とする子どもに対し、必要な保育と幼児教育を一体的に提供する認定こども園の設置を促進し、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図る事業である。

（ii）補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 58】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	認定こども園施設整備等補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	令和4年度
補助金の性質	制度補助
補助対象経費の概要	幼保連携型認定こども園の保育所機能部分及び幼稚園機能部分関する施設の整備に係る費用
補助率・補助額	教育部分 就学前教育・保育施設整備交付金の2/3 保育所部分 就学前教育・保育施設整備交付金の8/9
期待する効果	子どもを安心して育てることができる体制の整備を図ること
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	無し

補助金の交付状況（千円、件）	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	297,056千円	297,056千円	1件
令和4年度	79,875千円	33,007千円	1件
令和3年度	—	—	—
令和2年度	—	—	—
令和元年度	—	—	—

（出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成）

（iii）監査の結果

該当なし。

③ 子ども・子育て支援補助金（個別監査対象 No. 23）

（i）補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、保育所や認定こども園等が実施する延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業への支援を目的として実施する事業である。

（ii）補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 59】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	子ども・子育て支援補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	令和2年度
補助金の性質	制度補助
補助対象経費の概要	延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業実施に必要な人件費、光熱水費、消耗品費、備品購入費等
補助率・補助額	主な補助額は以下のとおり 延長保育事業（短時間認定） 年額 1時間 18,800円 短時間認定児童数 延長保育事業（標準時間認定） 年額 30分延長 300,000円 年額 1時間延長 1,667,000円 一時預かり事業（一般型） 年額 2,751,000円 一時預かり事業（幼稚園型） 日額 400円 利用者数（+保育時間により上乘せあり） 病児保育事業（体調不良児対応型） 年額 4,496,000円（1施設当たり）
期待する効果	事業者が実施する各保育事業の充実を図ること
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	無し

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	25,014千円	15,711千円	6件
令和4年度	25,044千円	16,638千円	6件
令和3年度	23,931千円	16,508千円	6件
令和2年度	—	—	—
令和元年度	—	—	—

（出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成）

(iii) 監査の結果

1) 補助金の交付誤りについて（結果番号6）

補助金交付先6者のうち1者で、子ども・子育て支援補助金のうち延長保育事業の実績報告額が誤っていたことにより、本来2,550,000円交付すべきところを、2,607,000円交付しており、57,000円過大に交付していた。

申請を誤った原因は、交付先における単純な計算誤りによるものであったが、市の所管課でも実績報告額の算定額の検証漏れがあり、誤った額で交付されていた。

したがって、過大に交付した補助金の返還を求めるとともに、補助金交付額を決定する実績報告額について計算誤りがないように確認する必要がある。

2) 補助金に係る消費税の仕入控除税額の取扱いについて（意見番号46）

市の交付する補助金等は、交付先の事業者にとって消費税が課されない不課税収入に該当する一方、補助金等を利用した支出が消費税の課税対象である場合、補助金等の交付先が課税事業者の場合、仕入税額控除を受けることで消費税の負担が軽減される。

この点、経済産業省大臣官房会計課が公表している「補助事業事務処理マニュアル」に、消費税仕入控除税額が確定し、補助事業者からの報告を受けた場合には、当該消費税仕入控除額税額に係る補助金の返還を命じる旨記載されている。

補助金の交付額が小さい場合は、事務負担も考えて返還等を求めることを省略する可能性もあるが、補助金交付先が課税事業者の場合、仕入税額控除を受けることによる利得分を市に返還するように請求できる取扱いについて交付要綱において定めることが望まれる。

また、消費税の確定申告終了後、補助事業において支払った消費税に対して補助金を交付している場合、補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しているか否かの報告を受け、発生していない場合はその理由を確認することが望まれる。

④ 大阪府社会福祉協議会負担金（個別監査対象No. 負一6）

(i) 負担金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に対して、大阪府内の保育士資格保有者への周知を目的として、大阪府保育士・保育所支援センターによる事業案内に、泉南市が保育人材確保のために実施している「潜在保育士復職支援プログラム」事業のチラシも同封してもらうため、当郵送代に係る負担金を支出する事業である。

(ii) 監査の結果

該当なし。

(9) 教育総務課

教育総務課が、令和5年度において実施した主な補助金等事業は以下のとおりである。本監査業務では、このうち2件の補助金を個別監査対象としている。

(i) 補助金事業

【図表 60】 補助金事業一覧

補助金名	支出額	監査対象
学校給食費負担軽減補助金（小学校）	89,300,551円	①
学校給食費負担軽減補助金（中学校）	49,222,960円	②
食物アレルギー対応補助金（小学校）	670,425円	
食物アレルギー対応補助金（中学校）	465,084円	

（出所：「R5 予算執行状況一覧表（補助金等）」に基づき、監査人が作成）

(ii) 負担金事業（支出額が年間10万円を超えるもの）

該当なし。

① 学校給食費負担軽減補助金（小学校）（個別監査対象 No. 24）

(i) 補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、原油価格や物価高騰の影響を受けている子育て世帯に対する支援事業であり、市内の小学校に在籍する児童の保護者が負担する学校給食費の負担軽減を図るために支援金を交付する事業である。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 61】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	泉南市学校給食費物価高騰対策支援金交付要綱
本補助制度の開始年度	令和5年度
補助金の性質	制度補助
補助対象経費の概要	泉南市内の小学校に在籍する児童が令和5年4月1日から令和6年3月31日までに食する学校給食に係る学校給食費
補助率・補助額	4月分及び5月分は定額補助（500円の定額補助） 6月分から翌年3月分までは全額補助

期待する効果	原油価格や物価高騰の影響により生活費負担が増大している市内の小学校に在籍する児童の保護者の負担が軽減されること
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法(効果指標を設定していない場合)	物価高騰の影響により生活費負担が増大している世帯に対して給食費の補助をすることにより、児童に通常どおりの給食提供ができていないか否かにより判断

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	89,815千円	89,300千円	25,903件
令和4年度	—	—	—
令和3年度	—	—	—
令和2年度	—	—	—
令和元年度	—	—	—

(出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成)

(iii) 監査の結果

該当なし。

② 学校給食費負担軽減補助金(中学校)(個別監査対象 No. 25)

(i) 補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、原油価格や物価高騰の影響を受けている子育て世帯に対する支援事業であり、市内の中学校に在籍する生徒の保護者が負担する学校給食費の負担軽減を図るために支援金を交付する事業である。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 62】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠(法令、要綱等)	泉南市学校給食費物価高騰対策支援金交付要綱
本補助制度の開始年度	令和5年度
補助金の性質	制度補助
補助対象経費の概要	泉南市内の中学校に在籍する生徒が令和5年4月1日から令和6年3月31日までに食する学校給食に係る学校給食費

補助率・補助額	4月分及び5月分は定額補助（500円の定額補助） 6月分から翌年3月分までは全額補助
期待する効果	原油価格や物価高騰の影響により生活費負担が増大している市内の中学校に在籍する生徒の保護者の負担が軽減されること
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	物価高騰の影響により生活費負担が増大している世帯に対して給食費の補助をすることにより、生徒に通常どおりの給食提供ができていないか否かにより判断

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	49,845千円	49,222千円	13,848件
令和4年度	—	—	—
令和3年度	—	—	—
令和2年度	—	—	—
令和元年度	—	—	—

（出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成）

（iii）監査の結果

該当なし。

(10) 生涯学習課

生涯学習課が、令和5年度において実施した主な補助金等事業は以下のとおりである。本監査業務では、このうち3件の補助金及び1件の負担金を個別監査対象としている。

(i) 補助金事業

【図表 63】 補助金事業一覧

補助金名	支出額	監査対象
泉南市 PTA 協議会補助金	157,000 円	
泉南市婦人団体協議会補助金	434,000 円	
泉南市文化協会補助金	265,000 円	
泉南市合唱団補助金	1,719,000 円	①
泉南市吹奏楽団補助金	781,000 円	
青少年指導員協議会補助金	572,000 円	
青年団協議会補助金	215,000 円	
泉南市スポーツ少年団補助金	381,000 円	
泉南市体育協会補助金	1,061,000 円	②
泉南オープンウォータースイミング大会開催支援補助金	2,000,000 円	③

(出所：「R5 予算執行状況一覧表 (補助金等)」に基づき、監査人が作成)

(ii) 負担金事業 (支出額が年間 10 万円を超えるもの)

【図表 64】 負担金事業一覧

負担金名	支出額	監査対象
少年補導員連絡協議会負担金	190,000 円	④
光熱水費負担金	256,381 円	
保険料等負担金	396,000 円	

(出所：「R5 予算執行状況一覧表 (補助金等)」に基づき、監査人が作成)

① 泉南市合唱団補助金 (個別監査対象 No. 26)

(i) 補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、泉南市合唱団 (以下、合唱団) の事業費を補助することにより、合唱を通じて芸術・文化の振興及び青少年の健全育成に寄与することを目的として実施する事業である。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 65】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	泉南市合唱団及び泉南市吹奏楽団補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	令和4年度
補助金の性質	団体運営補助
補助対象経費の概要	補助対象事業は、泉南市合唱団及び泉南市吹奏楽団が実施する発表会等合唱及び演奏活動に関する事業とし、補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 使用料及び賃借料 (6) 負担金 (7) その他補助対象事業を実施するために市長が必要と認める経費
補助率・補助額	補助金の額は、市長が予算の範囲内で定める
期待する効果	交付先の実施する事業により、市の芸術・文化の振興及び青少年の健全育成に寄与されること
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	泉南市合唱団活動報告に基づき、泉南市民合唱祭や泉南地区合唱フェスティバル等のイベントへの参加状況、自主イベントの実施状況により評価

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	1,719千円	1,719千円	1件
令和4年度	1,719千円	1,719千円	1件
令和3年度	—	—	—
令和2年度	—	—	—
令和元年度	—	—	—

(出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成)

(iii) 監査の結果

1) 決算報告の妥当性の検証について（意見番号 47）

実績報告時に提出される泉南市合唱団会計決算報告書（以下、決算報告）について、合唱団では監査担当者が監査を行い、監査報告書を提出しているが、補助金所管課においては、決算報告に係る経費の内容の妥当性について検証を行っていなかった。

このように、決算報告に係る経費の内容の妥当性についての検証が不十分であれば、補助対象外経費や架空の経費に対する補助金の支出といった、不適切な補助金執行が看過されてしまう恐れがある。

したがって、決算報告に対して、領収書や通帳といった証憑等を入手すること等により、補助対象経費の内容を把握して、補助金の実績報告の妥当性を検証し、その実施結果を残すことが望まれる。

2) 予算及び決算報告の様式の見直しについて（意見番号 48）

実績報告時に提出される決算報告書は次のような様式で作成されており、費目ごとに補助対象としている金額と補助対象外としている金額が区分されている。

【図表 66】令和 5 年度の決算報告書

【収入】

(単位：円)

費目	金額	うち補助対象	うち補助対象外
繰越金	784,627	0	784,627
団費	1,867,361	0	1,867,361
補助金	1,719,000	1,719,000	0
寄付	30,000	0	30,000
雑収入	28,301	0	28,301
預金利子	3	0	3
小計	4,429,292	1,719,000	2,710,292

【支出】

(単位：円)

費目	金額	うち補助対象	うち補助対象外
報償費（謝礼）	2,695,486	1,134,000	1,561,486
事業費	533,815	203,139	330,676
消耗品費	58,791	2,021	56,770
会議費	14,677	0	14,677
慶弔/交際費	16,500	0	16,500
郵便/通信費	5,226	0	5,226
使用料/賃借料	671,559	369,840	301,719
雑費	107,875	10,000	97,875
小計	4,103,929	1,719,000	2,384,929

（出所：令和 5 年度泉南市合唱団会計決算報告書に基づき監査人が作成）

しかしながら、この決算報告において使用されている「事業費」（一部が補助対象とされている）という費目については、「泉南市合唱団及び泉南市吹奏楽団補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）第5条に記載の補助対象経費の費目としては明示されておらず、要綱で認められる補助対象経費に該当する支出であるか否かが不明瞭であった。また、要綱で認められる補助対象経費として認められるかを判断できるような、「事業費」の内訳を把握できる資料も入手されていなかった。この状況は、交付申請時の泉南市合唱団会計予算（以下、予算）においても同様である。

このような状況では、適正な補助金執行のために必要となる補助金の実績報告及び交付申請の妥当性の検証が困難となっている。

したがって、合唱団と協議の上、実績報告時に提出される決算報告及び交付申請時に提出される予算について、要綱に記載の補助対象経費と整合した費目で作成することで、補助金の実績報告及び交付申請の妥当性の検証が可能とするような、予算や決算報告の様式見直しを検討することが望まれる。

3) 補助対象団体の見直しについて（意見番号 49）

補助金の交付対象は、その補助金の目的に応じて公平性が確保されている必要がある。

この点、本補助金では、要綱において以下のとおり、補助対象団体が泉南市合唱団及び泉南市吹奏楽団に限定されている。

第2条 補助対象事業は、泉南市合唱団及び泉南市吹奏楽団が実施する発表会等合唱及び演奏活動に関する事業とする。
--

（出所：泉南市合唱団及び泉南市吹奏楽団補助金交付要綱）

しかしながら、「合唱を通じて芸術・文化の振興及び青少年の健全育成に寄与する」という本補助金の目的に鑑みると、補助対象団体を泉南市合唱団及び泉南市吹奏楽団に限定することは、公平性の観点から、十分な合理性はないものと考えられる。

現在は泉南市合唱団合同コンサートの開催のほか、泉南市民合唱祭や泉南地区合唱フェスティバルへの参加、施設慰問コンサート等、公共的な活動も行っており、本来はそうした公共的な活動に対して、公平に補助金が支給されることが望まれる。

したがって、どのような発表会等合唱及び演奏活動に関する事業を補助対象とするかを明確にした上で、補助金の公平性及び補助事業の効率性の観点から、泉南市合唱団及び泉南市吹奏楽団に限らず、公共的な活動を行う団体に対して補助が行えるよう、要綱等を見直し検討することが望まれる。

② 泉南市体育協会補助金（個別監査対象 No. 27）

（i）補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、泉南市体育協会（以下、体育協会）が行う事業に要する経費を補助することにより、地域スポーツの普及振興を図り、もって市民の心体の向上とスポーツを通じて市民相互の親睦につなげ、スポーツ活動体制の一層の充実を図ることを目的として実施する事業である。

（ii）補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 67】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	泉南市体育協会補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	平成 15 年度
補助金の性質	団体運営補助
補助対象経費の概要	<p>補助の対象となる事業は、次に定める事業とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康増進及びスポーツ活動の普及を図ることを目的とした事業 ・競技指導者及び審判員等の資質向上に資する事業 ・協会の事業を推進するために行う加盟団体育成事業 ・その他市長が適当と認めた事業 <p>補助の対象とする経費の範囲は、前項に定める事業の実施に係る経費で、次に掲げるものとする</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 報償費及び諸謝金 (2) 旅費及び交通費 (3) 消耗品費及び雑費 (4) 燃料及び光熱費 (5) 使用料及び賃借料 (6) 備品費 (7) 被服費 (8) 会議費 (9) 役務費 (10) 印刷製本費 (11) 通信費 (12) 保険料 (13) 負担金及び分担金 (14) その他前条に定める事業を達成するために必要な経費

補助率・補助額	補助金の額は、市長が予算の範囲内で定めるもの
期待する効果	交付先の実施する事業により、市民の身体の上昇とスポーツを通じて市民相互の親睦につなげ、スポーツ体制の一層の充実が図られること
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	泉南市体育協会総会資料に基づき、市総合体育大会等の各種大会の実施状況や市内各スポーツ協会への育成支援の実施状況により判断

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	1,061千円	1,061千円	1件
令和4年度	1,061千円	1,061千円	1件
令和3年度	1,061千円	1,061千円	1件
令和2年度	1,065千円	1,065千円	1件
令和元年度	1,065千円	1,065千円	1件

(出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成)

(iii) 監査の結果

1) 決算報告の妥当性の検証について（意見番号 50）

実績報告時に提出される泉南市体育協会決算報告（以下、決算報告）について、体育協会では監査担当者が監査を行い、監査報告を提出している。補助金所管課でも領収書等との突合せは行っているものの、繰越金に対する通帳等との突合せは行われていなかった。

このように、決算報告に記載の繰越金に対しての検証が不十分であれば、架空の経費に対する補助金の支出による補助金の使い込みといった、不適切な補助金執行が看過されてしまう恐れがある。

したがって、決算報告に記載の繰越金に対して、決算時に通帳等を入手し実在性を確認すること等で、補助金の実績報告の妥当性の検証を強化することが望まれる。

2) 予算及び決算報告の様式の見直しについて（意見番号 51）

実績報告時に提出される決算報告は次の様式で作成されている。

【図表 68】令和 5 年度の決算報告の状況

【2023 年度泉南市体育協会決算報告 収入の部】 (単位：円)

科目	決算金額	備考
補助金収入	1,061,000	市からの補助金
登録料（会費）	140,000	各協会登録費
利息	2	
前年度繰越金	79,656	
収入合計	1,280,658	

（出所：2023 年度泉南市体育協会決算報告に基づき監査人が作成）

【2023 年度泉南市体育協会決算報告 支出の部】 (単位：円)

科目	決算金額	備考
事業費	1,012,140	
育成事業費	875,440	各競技協会への事業費 775,000、SSCA100,440
研修事業費	52,000	講師謝礼金 50,000、交通費 2,000
役員派遣事業費	10,500	交通費及び駐車場代
大会出場事業費	74,200	第 39 回りんくうマラソン役員協力費
管理費	135,198	
会議費	32,236	
通信費	4,432	
事務用品費	49,530	
慶弔費	49,000	
支出合計	1,147,338	
次年度へ繰越	133,320	

（出所：2023 年度泉南市体育協会決算報告に基づき監査人が作成）

科目については、「泉南市体育協会補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）第 4 条に記載の補助対象経費に沿った費目での記載になっておらず、要綱で認められる補助対象経費に該当する支出であるか否かが不明瞭であった。この状況は、交付申請時の泉南市体育協会予算書（以下、予算）においても同様である。

補助金所管課では、別途提出を受けている出納帳により、補助対象経費に該当するかの検証を行っているとのことであるが、出納帳も補助対象経費に沿った費目での記載になっておらず、このような状況では、適正な補助金執行のために必要となる補助金の実績報告及び交付申請の妥当性の検証が煩雑かつ困難となっている。

したがって、体育協会と協議の上、実績報告時に提出される決算報告及び交付申請時

に提出される予算について、要綱に記載の補助対象経費と整合する費目で作成することで、補助金の実績報告及び交付申請の妥当性の検証が可能となるような、予算や決算報告の様式見直しを検討することが望まれる。

3) 補助金から支出される育成事業費の使途確認について（意見番号 52）

実績報告時に提出される 2023 年度の決算報告を閲覧すると、補助対象経費として体育協会に加盟するスポーツ協会（14 団体）に合計 77 万 5 千円が育成事業費として支出されているが、各スポーツ協会の活動状況や育成事業費の使用状況、使用内容について、補助金所管課で把握していなかった。各スポーツ協会が補助対象経費外の費目で使用していたとしても、補助金所管課では把握できていないこととなる。

また、体育協会では、各スポーツ協会から登録料（会費）を 1 万円ずつ受領しており、主にこの登録料（会費）から、慶弔費等の補助対象経費外の支出に充当されている。仮に、各スポーツ協会において、受領した育成事業費の一部を体育協会への登録料（会費）に使用している場合、実態として市からの補助金が育成事業費、登録料を経て、体育協会の補助対象経費外の支出に充当されていることとなるが、そうした状況があったとしても、補助金所管課では把握できていないこととなる。また、各スポーツ協会への育成事業費の使用状況、使用内容が把握できていないことにより、育成事業費の金額設定の妥当性を検証できておらず、しいては育成事業費を支出している体育協会への補助金額の妥当性が検証できていない。

このような状況では、補助対象経費外の費目に使用されるような不適切な補助金執行が看過されてしまう恐れや、必要額以上の育成事業費支出により、補助金が過大支給される恐れがある。

したがって、体育協会から育成事業費が支出されている各スポーツ協会の活動状況や育成事業費の使用状況、使用内容について補助金所管課でも把握し、補助金が最終的に適切に使用されているかを確認することが望まれる。あわせて、体育協会への登録料（会費）に使用されていないかについても確認することが望まれる。

また、上記の補助金の使途の検証結果をふまえて、各スポーツ協会へ支出される育成事業費設定額の妥当性を検証することで、体育協会への補助金額の妥当性の検証を強化することが望まれる。

③ 泉南オープンウォータースイミング大会開催支援補助金（個別監査対象 No. 28）

(i) 補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、2027 年にタリイサザンビーチを会場として開催されるワールドマスターズゲームズ 2027 関西の機運醸成を図ることを目的として実施する事業である。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 69】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	泉南オープンウォータースイミング大会開催支援補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	令和5年度
補助金の性質	事業費補助
補助対象経費の概要	泉南オープンウォータースイミング大会の実施に要する経費
補助率・補助額	補助金の額は、市長が予算の範囲内で定めるもの
期待する効果	「ワールドマスターズゲームズ 2027 関西」において市で実施するオープンウォータースイミング大会開催に向けた準備及び機運醸成
効果指標の設定の有無	有り（オープンウォータースイミング大会の参加者数）
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	効果指標を設定

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	2,000 千円	2,000 千円	1 件
令和4年度	—	—	—
令和3年度	—	—	—
令和2年度	—	—	—
令和元年度	—	—	—

(出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成)

(iii) 監査の結果

1) 補助金の終期設定について（意見番号 53）

市の「補助金に関するガイドライン」では、以下のとおり補助金の終期を設定することが求められている。

<p>4. 補助金の基準</p> <p>(5) 検証の仕組みが備わっていること</p> <p>(中略)</p> <p>①終期（検証の時期）が設定されていること</p> <p>原則として、制度の導入年度から3年以内の終期（検証の時期）を設定してください。</p>
--

(出所：補助金に関するガイドライン)

この点、「泉南オープンウォータースイミング大会開催支援補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）において、泉南オープンウォータースイミング大会開催支援補助金（以下、「補助金」という。）は、2027年にタリイサザンビーチを会場として開催される「ワールドマスターズゲームズ関西 2027」の機運醸成を図ることを目的とし、同会場で行う泉南オープンウォータースイミング大会を支援するためとされているが、要綱において補助金の終期は定められていない。

前述の目的を鑑みると 2026年度を補助金の一旦の終期とするのが妥当と考えられ、「補助金に関するガイドライン」に従い、補助金の終期について要綱に明記することが望まれる。

④ 少年補導員連絡協議会負担金（個別監査対象 No. 負-7）

（i）負担金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、泉南警察署管内少年補導員連絡協議会（以下、協議会）に対して、少年補導員の活動を助成し、補導活動を通じて少年の非行被害防止に繋がり、青少年健全育成に寄与することを目的として負担金を支出する事業である。

（ii）監査の結果

1）負担金の支出根拠や支出金額の明確化について（意見番号 54）

少年補導員連絡協議会負担金の負担額について、補導員1名につき1万円という取り決めがあるとのことであるが、その算定方法が明示された協定書・合意文書等は残されておらず、負担金支出額の適正性についての対外的な説明が困難な状態となっている。

したがって、協議会との間で協定書・合意文書等を締結し、この負担金の支出根拠や支出金額を明確化することが望まれる。

2）協議会の活動内容の把握について（意見番号 55）

協議会では毎年5月に総会が開催され、前年度の活動結果や当年度の活動予定等が説明されているとのことであるが、負担金所管課では資料を入手していないため、総会内容の十分な把握はなされておらず、協議会において想定される事業を実施しなかった場合に、不必要に多額の負担金を負担することとなる恐れがある状態となっている。

したがって、同じ泉南警察署管内にある2市1町で協議し、例えば持ち回りで総会に出席し資料を共有する等により、協議会の当年度の活動予定や予算内容、前年度の活動内容や収支決算内容を把握し、負担金が適切に使用されているかを確認できる体制を整えることが望まれる。

(11) 指導課

指導課が、令和5年度において実施した主な補助金等事業は以下のとおりである。
本監査業務では、このうち2件の補助金を個別監査対象としている。

(i) 補助金事業

【図表 70】 補助金事業一覧

補助金名	支出額	監査対象
青色回転灯装備防犯パトロール支援事業補助金	1,300,000 円	①
通学費補助金	293,736 円	
中学校対外試合等生徒派遣事業補助金	1,507,970 円	②

(出所：「R5 予算執行状況一覧表 (補助金等)」に基づき、監査人が作成)

(ii) 負担金事業 (支出額が年間 10 万円を超えるもの)

【図表 71】 負担金事業一覧

負担金名	支出額	監査対象
GIGA スクール運営支援センター負担金	2,248,262 円	
日本スポーツ振興センター負担金	4,206,310 円	
大阪府教育研究協議会等負担金	1,980,100 円	

(出所：「R5 予算執行状況一覧表 (補助金等)」に基づき、監査人が作成)

① 青色回転灯装備防犯パトロール支援事業補助金 (個別監査対象 No. 29)

(i) 補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、安全なまちづくりを地域で推進する団体の支援を図るため、青色回転灯装備防犯パトロール車 (以下、青パト車) による子どもの登下校時の巡回を含む地域防犯活動を実施することを目的として実施する事業である。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 72】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠 (法令、要綱等)	泉南市青色回転灯装備防犯パトロール支援事業補助金 交付要綱
本補助制度の開始年度	平成 18 年度
補助金の性質	事業費補助

補助対象経費の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品費（会議資料、マグネット、1万円以下の車両用品等） ・ 修繕料（修理費用） ・ 燃料費（ガソリン代） ・ 自動車保険料（自賠責保険、任意保険） ・ 車検料
補助率・補助額	補助金の額は、市長が予算の範囲内で定めるもの
期待する効果	子どもの登下校時の安全の確保
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	登下校時の子どもの交通事故が発生していないことから一定の効果が実現していると評価

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	1,300千円	1,300千円	10件
令和4年度	1,273千円	1,273千円	10件
令和3年度	1,273千円	1,273千円	10件
令和2年度	1,273千円	1,273千円	10件
令和元年度	1,273千円	1,273千円	10件

（出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成）

（iii）監査の結果

1）補助対象経費を上回る補助金の交付について（意見番号56）

「泉南市青色回転灯装備防犯パトロール支援事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）の別表に記載の補助対象経費は次のとおりである。

経費区分	内 容
需用費	消耗品費（会議資料、マグネット、1万円以下の車両用品等） 修繕料（修理費用） 燃料費（ガソリン代）
役務費	自動車保険料（自賠責保険、任意保険） 車検料

（出所：泉南市青色回転灯装備防犯パトロール支援事業補助金交付要綱 別表）

当補助金は、市の10小学校区それぞれで防犯活動を行う10団体に、一律13万円が支給されているが、令和5年度収支決算書において、以下の補助対象団体の補助対象経費が補助金額13万円を下回っていた。

【図表 73】 13 万円を下回る補助対象経費の発生状況

補助対象団体	補助対象経費
信達小学校区青色防犯パトロール会	82,410 円
東小学校区地域安全協議会	118,740 円
雄信地区防犯協議会	79,921 円
砂川小学校区青色防犯パトロール会	126,842 円

(出所：各補助対象団体の収支決算書に基づき監査人が作成)

また、以下の補助対象団体について、補助対象経費外と思われる費用が含まれており、これらの費用については本補助金以外を財源としているとのことであるが、これらの費用を除くと、補助対象経費が 13 万円を下回っていた。

【図表 74】 補助対象外と思われる経費の生じている補助対象団体の状況

補助対象団体	補助対象経費	補助対象経費から 除くべき費目の内容
樽井小学校区防犯協議会	122,085 円	安全旗
新家東小学校区青色防犯パトロール会	97,660 円	引当金

(出所：各補助対象団体の収支決算書に基づき監査人が作成)

必要額以上の補助金支給により、効率的な補助金執行が行われない恐れや、補助対象経費外の費目での補助金執行につながる恐れがある。

したがって、維持管理経費について、当事業の支出でありかつ補助対象経費として認められる性質のものであるかを補助金所管課で精査するとともに、今後、認められる補助対象経費が補助金額を下回る状況が生じる場合には、その不用額の返還等の措置を行っていくことが望まれる。また、要綱において、このような不用額が発生した場合に、返還等の措置を行う旨を明記することが望まれる。

2) 収支決算書の妥当性の検証について (意見番号 57)

実績報告時に提出される補助対象団体の収支決算書について、補助金所管課においては、収支決算書に係る経費の内容や繰越額の妥当性についての検証は一部にとどまり、十分に行われているとは言い難く、またその実施結果も残されていなかった。

この場合、補助対象外経費や架空の経費に対する補助金の支出といった、不適切な補助金執行が看過されてしまう恐れがある。

したがって、収支決算書に対して、領収書や通帳といった証憑等を入手すること等により、補助金の実績報告の妥当性を検証するとともに、その実施結果を残すことが望まれる。

3) 収支計画書と収支決算書の様式の見直しについて（意見番号 58）
 要綱の様式第 3 号において収支計画書の様式が次のように示されている。

【図表 75】 収支計画書の様式

収入の部			支出の部		
科目	金額（円）	明細	科目	金額（円）	明細
青パト支援 事業補助金			維持管理経 費		
計			計		

（出所：泉南市青色回転灯装備防犯パトロール支援事業補助金交付要綱 第 3 号様式に基づき監査人が作成）

この様式に従い補助対象団体で収支計画書を作成しているため、提出されている収支計画書において、支出の部に維持管理経費とのみ記載され明細の記載がないものや、明細に内容は記載されていても明細毎の金額が記載されていないものが見受けられた。したがって、収支計画書において、補助金の使い道や使用予定金額を把握できず、補助対象経費として認められるかの検証が行えるものとなっていない。

また、収支決算書においても同様に補助対象経費として認められるかの検証が十分に行えない様式であるとともに、収支予算書とも記載項目が異なっており、計画実績比較も実施できない様式である。

このため、適正な補助金執行のために必要となる補助金の交付申請及び補助金の実績報告の妥当性の検証が困難となっている。

したがって、補助金の実績報告及び交付申請の妥当性の検証を可能とするため、補助対象団体と協議の上、①交付申請時に提出される収支計画書について、要綱に記載の補助対象経費と整合した科目で作成し、②収支決算書は収支計画書と科目をあわせて作成するような、収支計画書や収支決算書の様式の見直しを検討することが望まれる。

4) 補助対象経費の発生見込みに基づく支給額の見直しについて（意見番号 59）

当補助金は、市の 10 小学校区それぞれ防犯活動を行う 10 団体に一律 13 万円が支給されている。

しかしながら、下表のとおり、活動日数や活動時間、青パト車の走行距離等、地域によって状況が異なる。また車検費用は 2 年に 1 回程度発生する中で、補助対象経費の発生状況は地域や年度で大きく異なるものと見受けられる。

【図表 76】 補助対象事業の区別実施状況

パトロール会	主な活動日	青パト のべ日数	年間総 走行距離
新家小学校区 新家防犯パトロール隊	月～金 14時半～16時半 土 19時～20時半	194日	5,215km
信達小学校区 青色防犯パトロール会	月・水・金 14時半～15時半 一斉巡視日 7時半～8時	80日	875km
東小学校区 地域安全協議会	水 14時～15時 金 15時～16時	60日	481km
西信達地区 青色防犯パトロール会	水 14時半～15時40分 金 14時50分～16時	78日	938km
樽井小学校区 防犯協議会	月～金 14時～16時	164日	2,734km
雄信地区 防犯協議会	月・水・金 13時～17時	118日	1,438km
一丘小学校区 青色防犯パトロール会	第1週木・土 第2週火・木・土 第3週月・水・土 第4週火・木・土 第5週月・土 いずれも15時～16時	125日	1,843km
砂川小学校区 青色防犯パトロール会	概ね週3回:10時～11時 15時～16時	106日	1,258km
新家東小学校区 青色防犯パトロール会	基本巡回(火・木・土) 8時～17時 任意巡回(上記以外) 8時～20時	155日	1,733km
鳴滝地区 青色防犯パトロール会	月・水・金 14時半～18時	140日	900km

(出所：補助対象団体の令和5年度パトロール活動報告書から抜粋し監査人が作成)

このような状況で、補助金支給額を一律に設定することは、必要額以上の支給による非効率な補助金執行や、補助金支給の不足による事業効果の減少等、補助金の支給目的が十分に達成されない恐れがある。

したがって、必要なタイミングに必要な補助金を支給できるよう、年度ごとの補助対象経費(任意保険、ガソリン代、車検修理代等)の発生見込みに基づき、補助金支給額を設定することが望まれる。

② 中学校対外試合等生徒派遣事業補助金(個別監査対象 No. 30)

(i) 補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、泉南市立の中学校に補助金を交付することにより、生徒等の運動競技会等

への参加を保障することを目的として実施する事業である。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 77】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	泉南市中学校対外試合等生徒派遣事業補助金交付要綱		
本補助制度の開始年度	平成 14 年度		
補助金の性質	その他		
補助対象経費の概要	具体的な定め無し		
補助率・補助額	補助金の額は、市長が予算の範囲内で定めるもの		
期待する効果	生徒等の運動競技会等への参加の促進により、生徒の健全な心身の育成に寄与すること		
効果指標の設定の有無	無し		
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	部活動への参加が促進されることにより、活動範囲が広がり、他校との交流も深まっていると評価		
補助金の交付状況（千円、件）	当初予算額	決算額	交付件数
令和 5 年度	1,548 千円	1,507 千円	1 件
令和 4 年度	1,548 千円	1,106 千円	1 件
令和 3 年度	1,548 千円	857 千円	1 件
令和 2 年度	1,548 千円	557 千円	1 件
令和元年度	1,548 千円	1,548 千円	1 件

（出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成）

(iii) 監査の結果

1) 補助金交付要綱における補助対象経費の明確化について（意見番号 60）

「中学校対外試合等生徒派遣事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）において、補助対象経費が明確化されていなかった。

補助対象経費が不明確となっていれば、補助金の支給目的に沿わない費用に補助金が充当され、不適切な補助金執行につながる恐れがある。

補助金所管課では、自治体や中学校体育連盟などが主催する大会への交通費、参加費を補助対象経費として想定しているとのことであり、こうした補助対象経費を要綱において明確化することが望まれる。また、「中学校対外試合等生徒派遣事業補助金交付要綱」における補助対象経費の設定や、「中学校対外試合等生徒派遣事業補助金交付要綱」で明確でない経費に対する補助金交付の可否の検討にあたっては「補助金に関するガイ

ドライン」に従うことが望まれる。

2) 収支報告の妥当性の検証について（意見番号 61）

当補助金については、各中学校で補助金用の口座を有し、各年度で精算を行っているとのことであるが、補助金所管課で各中学校の補助金口座の内容を把握していなかった。

各中学校から提出される収支決算書のとおり補助金の入出金が行われているかの検証が不十分であれば、架空の経費に対する補助金の支出による補助金の使い込みといった、不適切な補助金執行が看過されてしまう恐れがある。

したがって、各中学校から決算時に通帳等を入手、確認する等、補助金の実績報告の妥当性の検証を強化することが望まれる。

3) 補助金の有効な割り振りについて（意見番号 62）

当補助金については、総額 1,548,000 円を一定の基準に基づき、次のとおり市内 4 中学校に金額を割り振っている。令和 5 年度は、泉南中学校と信達中学校では割振額を超えていた一方、西信達中学校と一丘中学校では割振額に満たず、補助金の返還が行われていた。

【図表 78】 令和 5 年度の補助金割り振りの実施状況

(単位：円)

学校名	泉南中学校	西信達中学校	一丘中学校	信達中学校	総合計
配分額	432,130	219,130	345,480	551,260	1,548,000
報告額	438,400	194,720	329,860	556,060	1,519,040
不足額	6,270	0	0	4,800	11,070
返還額	0	24,410	15,620	0	40,030

(出所：令和 5 年度収支決算書に基づき監査人が作成)

割振額を超えていた学校においては、補助対象経費があるにもかかわらず補助金が支給されず、「生徒等の運動競技会等への参加を保障する」という補助金の支給目的が十分に達成されていない恐れがある。

したがって、割振額に満たない中学校から割振額を超えている中学校に対する再配分を行い、補助対象経費として認められる経費に対して漏れなく補助金が支給されるよう、交付対象団体と協議、検討することが望まれる。

(12) 人権国際教育課

人権国際教育課が、令和5年度において実施した主な補助金等事業は以下のとおりである。

本監査業務では、このうち2件の補助金及び1件の負担金を個別監査対象としている。

(i) 補助金事業

【図表 79】 補助金事業一覧

補助金名	支出額	監査対象
泉南市人権教育研究協議会補助金	700,000 円	①
在日外国人教育研究協議会補助金	210,000 円	②

(出所：「R5 予算執行状況一覧表 (補助金等)」に基づき、監査人が作成)

(ii) 負担金事業 (支出額が年間 10 万円を超えるもの)

【図表 80】 負担金事業一覧

負担金名	支出額	監査対象
JET プログラム負担金	3,853,481 円	③

(出所：「R5 予算執行状況一覧表 (補助金等)」に基づき、監査人が作成)

① 泉南市人権教育研究協議会補助金 (個別監査対象 No. 31)

(i) 補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、泉南市小中学校及び幼稚園・保育所において人権教育を推進していくために教職員による研究等の補助をすることで、あらゆる人権教育の振興充実を図ることを目的として実施する事業である。

(ii) 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 81】 補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠 (法令、要綱等)	泉南市人権教育研究協議会補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	平成 15 年度
補助金の性質	事業費補助
補助対象経費の概要	具体的な定め無し
補助率・補助額	補助金の額は、市長が予算の範囲内で定めるもの
期待する効果	各学校園における個人権課題に関する人権教育の推進

	全ての人々が不当な差別や人権侵害を受けずに、ありのままの自分で生活できるようにするための人権教育の推進
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法（効果指標を設定していない場合）	各学校園における系統的な個人権課題に関する授業研究の実施状況や社会情勢等を踏まえた、発達年齢に応じた授業研究の実施状況により評価

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	700千円	700千円	1件
令和4年度	700千円	700千円	1件
令和3年度	700千円	700千円	1件
令和2年度	700千円	700千円	1件
令和元年度	1,000千円	1,000千円	1件

(出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成)

(iii) 監査の結果

1) 補助金交付要綱における補助対象経費の明確化について（意見番号63）

「泉南市人権教育研究協議会補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）において、補助対象経費が明確化されていなかった。

補助対象経費が不明確となっていれば、補助金の支給目的に沿わない費用に補助金が充当され、不適切な補助金執行につながる恐れがある。

補助金所管課では、講師謝礼、消耗品費、印刷製本費、郵便料、施設使用料、教材購入費、研修参加費等を補助対象経費として想定しているとのことであり、こうした補助対象経費を、要綱において明確化することが望まれる。また、「泉南市人権教育研究協議会補助金交付要綱」における補助対象経費の設定や、「泉南市人権教育研究協議会補助金交付要綱」で明確でない経費に対する補助金交付の可否の検討にあたっては「補助金に関するガイドライン」に従うことが望まれる。

2) 総額での会計決算報告について（意見番号64）

泉南市人権教育研究協議会（以下、市人研）の2023年度会計決算書の収入欄には、市からの助成金収入（市の交付した補助金）のみが記載されている一方、会計帳簿の収入欄を閲覧したところ、市からの助成金収入以外に、大阪府人権教育研究協議会（以下、大人教）や、全国人権教育研究協議会（以下、全人教）の研究大会に対する個人負担金や、全体学習会に対する一般社団法人泉南市人権協会等の他団体からの負担金収入があるように見受けられた。

【図表 82】令和 5 年度の収支状況

【2023 年度会計決算書 収入金額】 (単位：円)

科目	会計決算書	収支全体	備考
補助金収入	700,000	700,000	市からの補助金
①他団体の研究大会に対する個人負担金 計	0	78,000	大人教夏季研・大人教中河内大会・全人教の研究大会等への参加に対する個人負担金
②全体学習会に対する他団体負担金 計	0	37,500	一般社団法人泉南市人権協会等からの負担金
収入合計	700,000	815,500	

【2023 年度会計決算書 支出の部】 (単位：円)

科目	会計決算書	収支全体	備考
研究集会費	210,704	248,204	会計報告に②を加算
専門部推進研究活動費	152,096	152,096	
課題別学習会参加費	33,600	33,600	
研究・研修会参加費	175,000	253,000	会計報告に①を加算
情宣研究活動費	119,167	119,167	
事務所経費	9,433	9,433	
支出合計	700,000	815,500	

(出所：市人研の 2023 年度会計決算書、市人研会計（全収支）に基づき監査人が作成)

上表のとおり、会計決算書だけでは収入総額や補助対象経費総額が把握できない状況にあり、市からの補助金額の妥当性についての検証が十分に行えず、補助対象経費総額を収入総額が上回る場合等において、過大な補助金交付を看過する恐れがある。

したがって、市人研事務局と協議の上、実績報告時に提出される会計決算書において、補助金以外の収入についても総額で表示するよう、記載方法を見直すことが望まれる。

3) 会計決算書の妥当性の検証について（意見番号 65）

補助金額 70 万円と同額で補助対象経費の報告が行われ、領収書等の資料が残されている。この場合、補助金の使い切りのために、不要な物品購入による領収書等の資料が調整されている可能性がある。一方で、補助金額を超える補助対象経費が生じており、市人研構成員による自己負担が生じている可能性もある。

この点、実績報告時に提出される補助対象団体の会計決算書について、補助金所管課においては、会計決算書に係る経費の内容の妥当性の検証は行っているものの、その検

証結果を残していなかった。

このような状況では、会計決算書及び補助金交付の妥当性について、対外的な説明が困難となる恐れがある。

補助金所管課による会計決算報告の検証にあたっては、補助金で不要な物品購入が行われていないか、補助金を超える補助対象経費に対する市人研構成員による自己負担が生じていないか等に留意して確認した上で、確認結果をもとに必要に応じて、翌年度以降の補助金額の見直しを検討することが望まれる。

また、会計決算報告に対する補助金所管課による検証結果を残すことが望まれる。

4) 予算と決算の乖離について（意見番号 66）

令和5年度の会計決算書において、予算額と決算額の総額は一致していたものの、内訳項目において予算額と決算額の乖離が生じている項目が見受けられた。

【図表 83】 令和5年度の経費の発生状況についての予算決算比較

【令和5年度会計決算書 支出の部】

(単位:円)

科目	予算額	決算額	備考
研究集会費	150,000	210,704	下記内訳参照
・総会費	10,000	2,430	会場費
・夏季研究集会費	10,000	146,144	会場費、講師謝礼 他
・秋季研究集会費	10,000	10,138	会場費、助言者謝礼 他
・全体学習会費	120,000	51,992	会場費、講師謝礼、手話通訳代他
専門部推進研究活動費	100,000	152,096	研究冊子費、専門部会用紙・インク他
課題別学習会参加費	40,000	33,600	人権週間事業分担金
研究・研修会参加費	270,000	175,000	下記内訳参照
・大人教夏季研	180,000	126,000	参加資料費
・大人教中河内大会	70,000	10,000	参加資料費
・各種研究会参加費	20,000	39,000	参加資料費
情宣研究活動費	120,000	119,167	であい購読費 他
事務諸経費	20,000	9,433	iPad用キーボード 他
合計金額	700,000	700,000	

(出所：市人研の2023年度会計決算書に基づき監査人が作成)

具体的には、新型コロナウイルス感染症が5類に分類されたことで、夏季研究集会について当初オンライン予定から対面実施に切り替えたことにより、夏季研究集会費やそ

れに伴う専門部推進研究活動費が予算額を大幅に上回る一方、他団体の研修会への参加が少なく、研究・研修会参加費が予算額を大幅に下回る状況となっていた。

市が承認した予算内容と大幅に異なる用途での補助金使用を認めれば、市が想定している補助金の効果を十分に得られなくなる恐れがある。

このため、補助金申請時から、交付対象団体における事業実施内容や予算内容が大きく変更される場合には、市人研に変更内容を補正した予算資料の提出を求め、補助金所管課で内容を確認し承認することが望まれる。

② 在日外国人教育研究協議会補助金（個別監査対象 No. 32）

（i）補助金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、泉南市小中学校及び幼稚園・保育所において在日外国人教育をはじめとする人権教育を推進していくために、教職員による研究等の補助をすることであらゆる人権教育の振興充実を図ることを目的として実施する事業である。

（ii）補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助金制度の概要及び事業の実施状況は以下のとおりである。

【図表 84】補助金制度の概要及び事業の実施状況

補助の根拠（法令、要綱等）	泉南市在日外国人教育研究協議会補助金交付要綱
本補助制度の開始年度	平成 15 年度
補助金の性質	事業費補助
補助対象経費の概要	具体的な定め無し
補助率・補助額	補助金の額は、市長が予算の範囲内で定めるもの
期待する効果	各学校園における在日外国人教育・多文化共生の取組を推進すること 外国にルーツのある子どもが、安心して教育を受けることができる日本語指導を充実すること
効果指標の設定の有無	無し
効果の評価方法 （効果指標を設定していない場合）	各学校園における在日外国人教育・多文化共生に関する授業研究の実施状況や、外国にルーツのある子どもに応じた日本語指導の実施状況により評価

補助金の交付状況(千円、件)	当初予算額	決算額	交付件数
令和5年度	210千円	210千円	1件
令和4年度	210千円	210千円	1件
令和3年度	210千円	210千円	1件
令和2年度	210千円	210千円	1件
令和元年度	210千円	210千円	1件

(出所：所管課へのアンケート調査結果等に基づき監査人が作成)

(iii) 監査の結果

1) 補助金交付要綱における補助対象経費の明確化について(意見番号67)

「泉南市在日外国人教育研究協議会補助金交付要綱」(以下、「要綱」という。)において、補助対象経費が明確化されていなかった。

補助対象経費が不明確となっていれば、補助金の支給目的に沿わない費用に補助金が充当され、不適切な補助金執行につながる恐れがある。

補助金所管課では、講師謝礼、消耗品費、印刷製本費、郵便料、施設使用料、教材購入費、研修参加費等を補助対象経費として想定しているとのことであり、こうした補助対象経費を要綱において明確化することが望まれる。また、「泉南市在日外国人教育研究協議会補助金交付要綱」における補助対象経費の設定や、「泉南市在日外国人教育研究協議会補助金交付要綱」で明確でない経費に対する補助金交付の可否の検討にあたっては「補助金に関するガイドライン」に従うことが望まれる。

2) 会計決算報告の妥当性の検証について(意見番号68)

補助金額21万円と同額で補助対象経費の報告が行われ、領収書等の資料が残されている。この場合、補助金の使い切りのため、不要な物品購入による領収書等の資料が調整されている可能性がある。一方で、補助金額を超える補助対象経費が生じており、泉南市在日外国人教育研究協議会(以下、市外教)の構成員による自己負担が生じている可能性もある。

この点、実績報告時に提出される補助対象団体の会計決算報告について、補助金所管課においては、会計決算報告に係る経費の内容の妥当性の検証は行っているものの、その検証結果を残していなかった。

このような状況では、会計決算書及び補助金交付の妥当性について、対外的な説明が困難となる恐れがある。

補助金所管課による会計決算報告の検証にあたっては、補助金で不要な物品購入が行われていないか、補助金を超える補助対象経費に対する市外教構成員による自己負担が生じていないか等に留意して確認した上で、確認結果をもとに必要に応じて翌年度以降の補助金額の見直しを検討することが望まれる。

また、会計決算報告に対する補助金所管課による検証結果を残すことが望まれる。

3) 収支計画書と会計決算報告における予算額の不一致について（意見番号 69）

市外教の 2023 年度会計決算報告に記載の予算額と、補助金申請時に提出された令和 5 年度収支計画書の予算額について、総額では一致しているものの、内訳項目において不一致となっている箇所が見受けられた。ただし補助金所管課では、不一致の発生及び要因について把握していなかった。

【図表 85】令和 5 年度の決算報告

【2023 年度会計決算報告 歳出の部】 (単位：円)

科目	収支計画書	会計決算報告	
	予算額	予算額	決算額
総会費	5,000	5,000	0
研究活動費	70,000	55,000	28,000
研究集会参加費	90,000	80,000	53,500
事務局活動費	20,000	20,000	2,940
教材整備費 ガイダンス費	25,000	50,000	125,560
合計金額	210,000	210,000	210,000

(出所：2023 年度会計決算報告及び令和 5 年度収支計画書に基づき監査人が作成)

会計決算報告において誤った予算額と決算額を比較することとなり、誤った補助金の効果検証につながる恐れがある。

補助金所管課から市外教に対して不一致理由の説明を求めるとともに、書類の不備であれば市外教に資料の修正を求めることが望まれる。

4) 予算と決算の乖離について（意見番号 70）

令和 5 年度の会計決算報告の内訳項目において、研究活動費や研究集会参加費が予算額より大幅に少ない一方、教材整備費として楽器購入費用が多額に計上される等、予算額と決算額の乖離が生じている項目が見受けられた。

市が承認した予算内容と大幅に異なる用途での補助金使用を認めれば、市が想定している補助金の効果を十分に得られなくなる恐れがある。

このため、補助金申請時から、交付対象団体における事業実施内容や予算内容が大きく変更される場合には、市外教に変更内容を補正した予算資料の提出を求め、補助金所管課で内容を確認し承認することが望まれる。

③ JETプログラム負担金（個別監査対象 No. 負-8）

（i）負担金事業の目的及び対象事業の概要

本事業は、多文化共生や海外の自治体間交流等をサポートし、自治体の国際化を支援する一般財団法人自治体国際化協会に対して、外国人青年招致事業に係る運営（来日後オリエンテーションの実施、滞在中の傷害保険の加入、渡航費用の負担）のため負担金を支出する事業である。

（ii）監査の結果

該当なし。